



山梨県立博物館 研究紀要

第10集

2016

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

ニホンオオカミ研究史の一断面 ―栗嶋公喜氏収集資料―……………植月 学	1
明治45年3～4月皇太子(大正天皇)山梨行啓について(二)……………小畑 茂雄(縦組41)	18
二代国輝筆「富士山諸人参詣之図」に関する一考察……………松田美沙子(縦組31)	28
徳川家宣の將軍就任と演能活動 ―宮城県図書館所蔵「御城御内証御能御囃組」の分析を通じて― ……………中野 賢治(縦組13)	46
富士山宝永噴火に関する資料の記録化について ―山梨側の地域資料を対象に― ……………西川 広平(縦組1)	58



山梨県立博物館

研究紀要

第10集

2016

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum



图版 1 富士山詣人参詣之图



図版2 狼絵陣羽織 (栗嶋公喜氏収集資料)



図版3 お犬様御札 (栗嶋公喜氏収集資料)

ニホンオオカミ研究史の一断面 —栗嶋公喜氏収集資料—

植 月 学

はじめに

山梨県立博物館では平成19年2月にニホンオオカミにまつわる文化史を紹介するシンボル展「オオカミがいた山—消えたニホンオオカミの謎に迫る—」を開催した。その際に埼玉県在住の郷土史家、栗嶋公喜氏が収集された狼関連資料を展示させていただく機会を得た。その後、平成27年5月に栗嶋氏より寄贈のお申し出をいただき、同年9月に当館の収蔵するところとなった。同資料群は関東山地周辺におけるかつての狼信仰や人々の狼観を知る上で貴重な資料群であることからここに紹介することとした。

1. 栗嶋氏とコレクションについて

栗嶋公喜氏（昭和8年生まれ）は埼玉県比企郡小川町在住の郷土史家で、埼玉県文化財保護協会副会長や小川町文化財保護委員などを歴任された。今回ご寄贈いただいたコレクションは昭和30年代より古生物学者・考古学者の直良信夫博士の知遇を得て、オオカミに関心を抱き、収集されたものが中心となっている。杉山博久によれば直良のオオカミへの関心自体は古く昭和初期にさかのぼるが、昭和30年代頃からは化石や考古遺物のみならず、近世以降のニホンオオカミ頭骨などの調査を精力的におこなうようになる⁽¹⁾。直良の関心は生物学的な面にとどまらず、狼信仰などの文化史的側面にも及び、その成果は歴史学、民俗学的にみても重要なものである。栗嶋氏の収集活動は直良のオオカミ研究と密接なかかわりを持って展開されたものであり、我が国におけるオオカミ文化史研究を窺う上でも価値がある。

2. コレクションの内容

資料は狼を描いた陣羽織や絵画、寺社で譲り受けた狼信仰の御札類、古物商で購入した根付類などの歴史資料と、直良に関わる書籍類、その他狼関連書籍、記事類（コピーを含む）からなる。

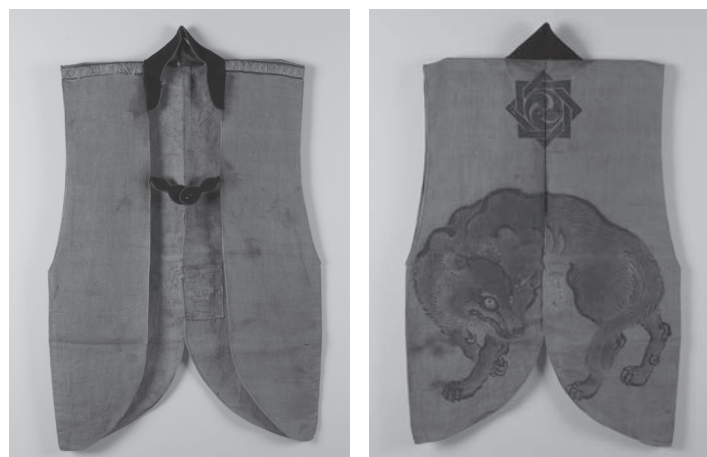


写真1 狼絵陣羽織（資料 No.1）

(1) 歴史資料 (表1)

a. 狼絵陣羽織 (巻頭図版、写真1)

麻製で襟の裏地や肩の部分には絹が使われている。襟と胸前の合わせ部分(乳)はフェルト状の布製だが、傷みが少なく後補と考えられる。乳のボタンは木製である。背中に大きく狼の絵を描く。毛並みや爪の表現は細かく、姿勢の捉え方も巧妙である。目の部分に黄色、口内に赤色の顔料が使用されている。背面上部には組み合い角に左三つ巴の家紋がある。家紋の由来を特定することはできなかったが、北関東に多い家紋であることは確認できたので⁽²⁾、少なくとも以下の来歴とは矛盾しない。

コレクションの中に本資料に関する栗嶋氏の手書き原稿があったので、由来に関する要点を記す。

武州松山城(埼玉県比企郡吉見村西吉見一現・吉見町一)の10代目城主で北条方の上田朝広に一武将として仕えた祖先が所有したもの。天正18年(1590)の豊臣秀吉の小田原攻めに際し落城し、城主は東秩父村浄蓮寺に亡命、祖先は山向うの小川町大字木呂子字八王子(旧竹沢村八王子)に百姓となって落ちのびた。

以上が正確であれば中世末期から近世初頭の資料ということになる。管見の限り陣羽織に描かれた狼絵は類例がなく、貴重である。後述するように、本資料を紹介されたことに対する直良から栗嶋氏へのお礼の葉書(昭和49年、1974)がコレクション中に存在する(写真2)。また、西原悦男による写真での紹介がある⁽³⁾。

b. 絵画(写真3、4)

今井琴谷が描いた狼絵掛軸と鶏絵掛軸からなる。後者は狼絵入手後に今井琴谷の技量を知るために買い求めたという。狼は首の長さや垂れた耳、手前の動物の白い体色から、狼というよりは洋犬のような表現となっている。長瀨町岩根神社旧蔵で信仰の対象とされていたという。

今井琴谷は岩根神社に明治36年(1903)3月17日に奉納された狼絵を描いた画家である。コレクションの中には本図の大判ネガも存在する(写真5)。直良は栗嶋氏の案内により、同社に奉納され

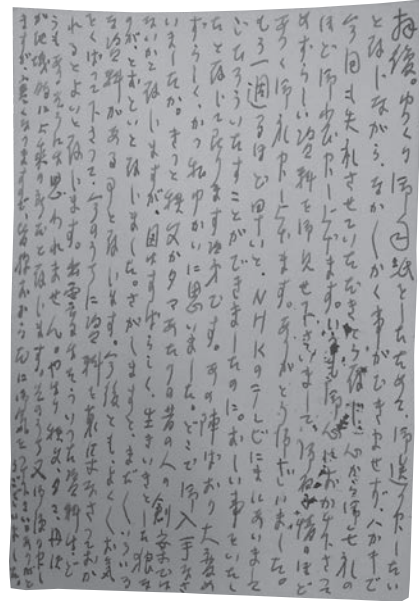


写真2 直良信夫葉書(資料M)



写真3 今井琴谷筆 狼(No.2)



写真4 今井琴谷筆 鶏(No.3)



写真5 今井琴谷筆 岩根神社奉納狼絵(No.4)

表1 資料一覧

No.	名称	内容	点数	寸法 (cm)			写真	備考
				長さ	幅	他		
1	狼絵陣羽織		1	109	75		1	巻頭図版
2	今井琴谷筆 狼	裏書：今井琴谷画「狼」昭和四十三年十一月廿三日 埼玉県小川町 喜藤表具師	1	150	48	本紙： 86.6×31.6	3	
3	今井琴谷筆 鶏		1	183	55	本紙： 114×46.5	4	
4	岩根神社奉納狼絵ネガ	明治三拾六年三月十七日 當村 納主井上槌太郎	1	40.1	31.2		5	
5	釜山神社御札 (寄居町)	武蔵釜伏山	2	18.7	7.8		6	
6		釜山神社火盜除之靈	1	27.6	8		6	
7	岩根神社御札 (長瀨町)	巖根神社火防御祈禱之神靈	1	31.3	6		6	
8		巖根大神 武州秩父郡白鳥村	1	31.8	11.9		6	
9	三峯神社御札 (秩父市)	三峯神社	1	38	15.8		6	
10		猪狩神社 四足除御守護	1	25.2	10.9		7	
11	猪狩神社御札 (秩父市)	猪狩神社 火盜四足除	1	26.3	11.2		7	
12		猪狩神社 火盜四足除	1	26.3	11.3		—	11と同じ
13	若御子神社御札 (秩父市)	火災除 若御子神社御守護 盜賊除	1	28	10.4		7	
14		秩父若神子神社 蓋倍盛五穀成就懇祈神靈	1	44.8	26.2		7	
15		武州高山別當所	1	31.6	13.6		8	
16	高山不動御札 (飯能市)	通來留夜虫乃口於閉不動 麗多婆天唵急如律令 惡魔於拂文殊俱利迦羅	1	31.3	13.5		8	
17		高山不動明王 火防 高貴山	1	24.8	5.1		8	
18	武蔵御嶽神社御札 (東京都青梅市)	武蔵国 大口眞神 御嶽山	1	30.2	8		8	19より古い？
19		武蔵国 大口眞神 御嶽山	1	31	10.2		8	
20	春埜山御札 (静岡県浜松市)	春埜山	1	27.3	14		9	
21	山住神社御札 (静岡県浜松市)	山住神社	1	28.9	10.3		9	上下に剥がした跡あり
22	山住神社掛軸 (静岡県浜松市)	山住神社	1	86	28.6	本紙部分 46.3×17.8	10	21とはやや図柄が異なる
23		クマ上顎骨製。ツキノワグマ大。口蓋に穿孔し、紐を通す。歯式：I123CPxxx4。右 I3は逆位に植立。P4背後で垂直に切断。上顎骨中位で水平に切断、研磨。犬歯歯根断面が見える。	1	6	5	高：4	11	巻頭図版
24	根付	クマ下顎骨製。ツキノワグマ大。歯以外の内面は赤漆、外面黒漆塗り。歯式：I123CP1234。P4背後で垂直に切断。P3の間に穿孔し紐を通す。	1	5.7	4.2	高：5	11	巻頭図版
25		クマ下顎骨製。ツキノワグマ大。歯以外は黒漆塗り。歯式は I123CP12。P2背後で垂直に切断。P1間に穿孔し、紐を通す。龍の彫刻の入った赤い小玉、印籠が付く。印籠は3層で、最下層に朱の痕跡。	1	3.7	4	高：3、 印籠： 6.7×5×2	11	巻頭図版
26	加工品	クマ科下顎骨製。大形。歯式：I123CP123。P4付近で切断。P23の歯槽は樹脂で塞ぐ？穿孔はなく、根付かは不明	1	57	4.6	高：6	11	巻頭図版
27	高山不動御札 (飯能市)	高山御寶前 火防悉除所	1	34.2	12		9	参考 (コピー)
28	両峯神社御札 (飯能市平戸)	両峯神社 天覚山	1				9	参考 (コピー)
29	城峯神社御札 (秩父市)	城峯社 大口眞神守護	1				9	参考 (コピー)

た他の2点の狼の扁額とともに本資料を調査したことを『野生動物観察記』の中で記している⁽⁴⁾。その評価は高く、「狼としてはかなりの真実性を盛って、作図している」、あるいは「いかにも日本産の狼といったような野性味がにじみ出ている」と評価している (同様の見解は「ニホンオオカミは生きているか」『どうぶつと動物園』1 東京動物園協会、1970でも示されている)。さらに以下のようにも述べる。

狼としては耳の描出にやや難点がある。が、ニホンオオカミのどの図でもそうだが、耳を折っている図が多いので琴谷もそれに基準をあわせて描いたとみてよかろう。しかし、前後に力を入れた際に、肩の部分が突き出し、腹に力がこもったときに、胸の部分がひきしまってみえる、というような細部

表2 直良信夫と栗嶋氏

	書名	出版社	年	署名	栗嶋氏に関する記事
A	峠路 (再校刷)	校倉書房	1961		
B	日本産狼の研究	校倉書房	1965	昭和四十年十月三十日 直良信夫	p.280 都幾川村の山口氏所蔵の釜伏神社掛軸を紹介
C	日本産狼の研究 (先校刷)	校倉書房	1965	昭和四十年十二月十八日 直良信夫	
D	古代人の生活と環境 (三校刷)	校倉書房	1965		
E	古代人の生活と環境 (四校刷)	校倉書房	1965	昭和四十年十二月十八日 直良信夫	
F	ものと人間の文化史 狩猟 (初校)	法政大学出版局	1968	狩猟 直良信夫 昭和四十三年十一月九日	
H	ものと人間の文化史 狩猟	法政大学出版局	1968	謹呈 栗嶋(ママ)学兄 昭和四十三年十月五日 直良信夫	
I	野生動物観察記	校倉書房	1971	謹呈 栗嶋学兄 古稀の記念に 昭和四十六年十二月三十日 直良信夫	栗嶋氏の案内で岩根神社の狼の奉納額を調査
J	秩父多摩丹沢	武蔵書房	1972	謹呈 栗嶋学兄 昭和四十七年八月三十日 直良信夫	p.233 野上町巢穴の写真「栗嶋公喜氏写真」
K	秩父多摩丹沢 (初校刷)	武蔵書房	1972		
L	古代遺跡発掘の脊椎動物遺体	校倉書房	1972	謹呈 栗嶋(ママ)学兄 昭和四十七年十二月二十五日 直良信夫	p.132 都幾川村野口氏所蔵頭骨調査昭和45年5月に行
M	(葉書)	—	1974		陣羽織の情報提供に対する礼状。出雲市の自宅より。
N	峠と人生	NHK ブックス	1976		p.72 S48.4.8犬目峠踏査に同行、p.106 御坂峠踏査に同行

を、わりあいすなおに描いているのは、やはり実物をみていないと描けない。私はそういうところに、この図の価値を認めたいと思う。

神社の位置する葉原沢の入口に住む大沢利恒父子が、明治43年（1910）頃に沢の奥の巢穴でオオカミの仔を捕獲し、飼育した逸話が直良の『日本産狼の研究』に登場する（「ニホンオオカミを飼った人の話」258-259頁）。琴谷はたびたびその仔狼をみたという。『野生動物観察記』には栗嶋氏の調べによるとして今井琴谷の経歴についても紹介されているので要約する。

明治11年（1878）秩父郡皆野町に生まれる。東京下谷の南画家黒沢墨山に師事し、修行を積む。明治32年、秩父市今井家の婿養子となる。昭和9年以後、栃木県藤岡市に居住。昭和38年（1963）、85歳で没す。

コレクションの中には情報源になったと思しき琴谷の子孫から栗嶋氏への書簡（昭和43年（1968）11月14日付）も存在する⁽⁵⁾。

c. 御札類 (写真6~10)

狼（お犬様）を眷属とする社寺で配札されていたもので、同じ社寺で出されたその他の御札も含む。収集年代は後述のように昭和40



写真6 御札 (No.5~9)

年前後と推測され、現在配られている御札とは異なる古い御札もある。梵字を動物様に意匠化した高山不動の御札 (No.16) は、戸口美明により「オネコサマ」として紹介されており⁽⁶⁾、No.14とともに養蚕に関わる御札と推測される。No.22 (山住神社) のみ掛軸に仕立てられている。

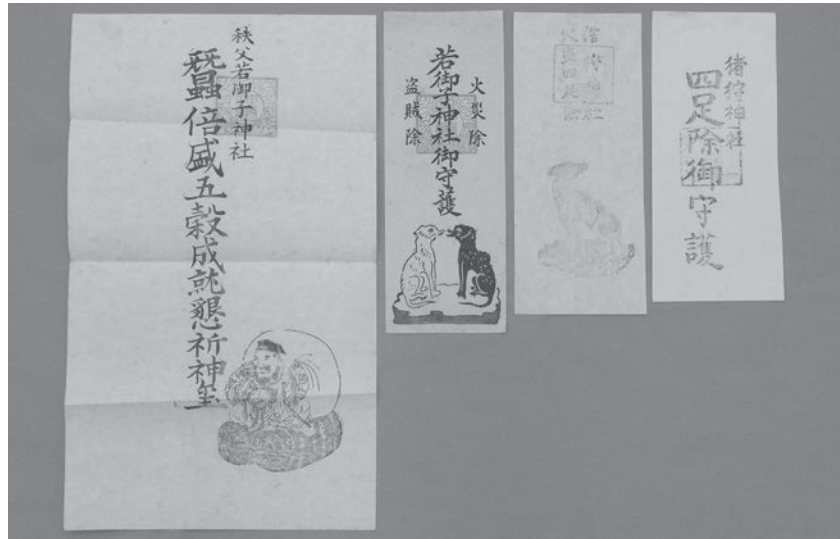


写真7 御札 (No.10、11、13、14)

No.21の同社御札と比較すると狼絵部分はよく似るものの、大きさも細部の表現も異なっており、元来掛軸用に刷られたものであろう。

コピーのみが現存する2例も参考としてあげた。このうち、両峯神社 (No.28) のものは松場正敏による近年の集成で、廃社、護符の実物が現存しておらず詳細は不詳とされている⁽⁷⁾。コレクションの中に当社 (天覚山) についての栗嶋氏の照会に対する飯能市文化財係からの返信が含まれるので、略記しておく (昭和43年 (1968) 1月10日付)。



写真8 御札 (No.15~19)

それによると、当社は秩父の両神山を勧請したもので、明治時代の繁栄期には社務所が8畳6畳の二間あった。その後衰えたが、中藤下郷 (飯能市) の素封家が復興につとめ、現在 (注：昭和43年当時) のお宮を新築し、毎年5月3日に祭典をしている。浦和、大宮、東京方面からも講中の人々が相当数参



写真9 御札 (No.20、21、27~29)

った。その後衰えたが、中藤下郷 (飯能市) の素封家が復興につとめ、現在 (注：昭和43年当時) のお宮を新築し、毎年5月3日に祭典をしている。浦和、大宮、東京方面からも講中の人々が相当数参

拝に来る。狼の御札を同封するとあり、他にも火防之神璽、盗難除神璽、交通安全神璽があると記されている（佐野賢次郎氏談。加藤一氏記）。

d. 根付など（写真11）

獣の顎骨を加工した根付で、狼として売られていたものらしいが、実際にはいずれもクマ属のものであった。大きさ、形状から見て、3点は在来ツキノワグマの可能性が高いが、1点はより大形で、外国産の可能性もある。この一点は穿孔もなく、根付としての利用は考えにくい。直良は『狩獵』（1968）の中の「魔除け」の項で、オオカミやクマ顎骨製根付を取り上げ、山に暮らす人々の「強いものへの憧憬」を論じている。その影響を受けての収集活動であったのだろう。オオカミのものではないが、漆塗りが施されたり、彫刻のある小玉が付いていたり手の込んだ工芸品であり、かつての動物観を窺う資料としても興味深い。

（2）直良信夫関係資料

コレクションには狼に関する書籍類も多く含まれるが、ここでは直良との個人的関係により入手されたと考えられる一群を紹介する（表2）。それらは直良の署名が入った書籍、およびその校正刷からなる。後者は書籍刊行後に直良から譲り受けたもので、製本され、署名が入っているものも多い。また、資料Mは昭和49年（1974）に狼絵陣羽織の情報を提供したことに対して、出雲の直良から届いたお礼の葉書である（写真2）。狼の目が生き生きとしている点が素晴らしいことや、今のうちに狼関連資料を収集することの重要性を説く内容となっている。

先述のように栗嶋氏は直良との関係を通じてニホンオオカミへの関心を深めていった。昭和34年（1959）から直良が島根へ転居した同48年（1973）までの14年間に丹沢調査などに同行したという⁽⁸⁾。狼関連資料をさかんに収集したのもこの頃だという。直良の署名がある書籍や製本された校正刷の年代は昭和40年から47年のものであった。また、昭和40年から51年の間に刊行された書籍に栗嶋氏が紹介した資料や調査に同行したとの記述があり、上記年代を裏付けている（表2）。

おわりに

以上のように栗嶋氏収集資料はニホンオオカミ研究史を辿る上で重要な意義を持っている。ただ、個別の資料についての詳細な調査はまだ十分でない。本稿で紹介した以外にも狼に関する書籍、雑誌、新聞記事の切り抜き、そのコピー 200点ほど（重複含む）がある。現在では入手困難な文献もあり、ニホ



写真10 山住神社掛軸 (No.22)



写真11 根付類
(上段左：No.26、右：No.23、下段左：No.24、右：No.25)

ンオオカミ研究史を紐解く上で貴重な資料群である。今後整理作業を進め、広く活用できるようにしていきたい。

近世中頃以降、関東山地周辺に広まった「お犬様信仰」やオオカミの遺骸に霊力を認める文化は山梨へも確実に波及していた⁽⁹⁾。しかし、栗嶋氏のコレクションのような豊かな資料は残念ながら少ない。遺骸や絵画、御札など、かつての人とオオカミの関係を物語る資料が人知れず消え去る前に収集を進める必要性を痛感する。

註

- (1) 杉山博久 2004 「直良信夫とオオカミ研究」『狼—伝承と科学—』NPO 法人野外調査研究所・杉山博久（幾一） pp.60-69
- (2) 千鹿野茂『日本家紋総監』（1993 角川書店）に以下の記述がある。「宇都宮は左巴なり、行方岡部も是れを打つ」〔羽継原合戦記〕（p.4）、戦国時代「関東幕注文」上野国における巴紋使用者で沼田衆は三頭左巴」（p.7）、巴紋が多い地方・・・栃木県、茨城県（p.31）、「巴紋が最も広く分布したのは、下野、上野、武蔵、常陸の諸国で、特に宇都宮、小山、結城、佐野氏などの名族が割拠した下総を中心とした地方は大いに広まった」（p.705）
- (3) 西原悦男1985「秩父のオオカミ考」『月間歴史手帖』137号 pp.48-55
- (4) 直良信夫の著作については表2にまとめた。
- (5) 直良は11月3日と記しているが、内容はほぼ一致する。
- (6) 戸口美明 1971 「奥武蔵の狼様—飯森峠の狼—」『埼玉民俗』創刊号 埼玉民俗の会 pp.85-95
- (7) 松場正敏 2012 『お犬様の御札～狼・神狗・御眷属～』松勇堂
- (8) 栗嶋公喜 2004 「丹沢周辺の思い出—ニホンオオカミ頭骨見聞記—」『狼—伝承と科学—』NPO 法人野外調査研究所・杉山博久（幾一） pp.70-74
- (9) 植月 学 2008 「甲州周辺における狼信仰—笛吹市御坂町に伝わるニホンオオカミ頭骨をめぐって—」『山梨県立博物館研究紀要』2 山梨県立博物館 pp.11-26、植月 学 2009 「王勢籠権現の狼信仰」『山梨県立博物館研究紀要』3 山梨県立博物館 pp. 95-100

謝辞

長年苦心して収集された貴重な資料をご寄贈いただいた栗嶋公喜氏に改めてお礼申し上げます。同氏とのご縁は平成16年に南足柄市郷土資料館において開催された特別展・フォーラム「丹沢周辺のオオカミたち」が契機であった。参加の機会を与えてくださり、同氏を紹介いただいた杉山博久氏と吉川國男氏にも心より感謝申し上げます。

- (16) 山梨日日新聞 明治四五年四月一日号
- (17) 前掲、『皇太子殿下行啓紀念帖』
- (18) 前掲、『皇太子殿下行啓紀念帖』
- (19) 前掲、『皇太子殿下行啓紀念帖』
- (20) 前掲「東宮職 行啓録 六 山梨県ノ部」
- (21) 前掲、甲府商業会議所『東宮殿下行啓紀念写真帖』にも同様リストが掲載されている。
- (22) 前掲、甲府商業会議所『東宮殿下行啓紀念写真帖』に件数のみ掲載されている。
- (23) 前掲、甲府商業会議所『東宮殿下行啓紀念写真帖』に生年月日以外は掲載され、一部は顔写真も掲載している。
- (24) 公有財産となっていた山梨県内の山林一六万ヘクタール(台帳面積二九万町歩、山梨県土の約三分の一に相当)を、明治四四年(一九一一)三月一日に、明治天皇から山梨県へ下賜された。翌年、山梨県では三月一日を「恩賜林記念日」とし、大正時代に旧甲府城内に謝恩碑を建設。平成二三年(二〇一一)に百周年記念式典を開催するなど、「恩賜林」は現在でも山梨県と明治天皇の縁を示す象徴的存在であり続けている。

(山梨県立博物館)

例などは、今後の調査を待たねばならないが、国是である「富国強兵」の「富国」のために資する地方産業の実情の視察と、「強兵」のための軍事演習視察のために訪れた皇太子の地方行啓において、現在の皇室や日本赤十字社総裁を務める皇后に近い役割を、次期大元帥である皇太子が担っていたということは、大正天皇個人について考える点でも、明治・大正・昭和の天皇の国民のなかでのあり方を考えるうえで、興味深い命題とも考えられる。

四 本稿における総括

ここまで、皇太子の山梨県行啓に対する奉迎の様子を明らかにした。精細な「行啓写真」の画像情報と、「東宮職 行啓録」をはじめとした文献によって、公刊されている記念写真集や山梨県側の記録資料よりも、行啓の様子や皇太子の山梨県で示した性向や振る舞いが、より詳細な理解が可能になった。一方、山梨県における県民の天皇への視線や意識が、皇太子行啓の前年であった「恩賜林御下賜」⁽⁴⁾に象徴される明治天皇に向けられた特別なものに対し、「聖恩」として長く山梨県民の天皇観を規定しているそれと比べて、皇太子に向けてはこの行啓の時点では特別なものを指摘し得ない。恩賜林御下賜という山梨県と皇室をめぐるビックイベントがあつた翌年にも関わらず、皇太子行啓にはそうした文脈が管見の限り現れず、御下賜は明治天皇の「聖恩」であり、皇太子については皇室に対して向けられるものではないかのようにも感じられる。今後の課題として、明治天皇の山梨行幸や大正天皇即位後の摂政宮（昭和天皇）行啓などの際の県民の対応との比較なども視野に入れ、この皇太子山梨行啓が山梨県にもたらした影響を稿を改めて評価していきたい。

註

- (1) 小畑茂雄「明治45年3～4月皇太子（大正天皇）山梨行啓について（一）」『山梨県立博物館研究紀要』第八集（二〇一四）
- (2) 註1 二五頁
- (3) 近年の大正天皇研究を扱ったものとして、原武史『大正天皇』（朝日新聞出版 二〇〇〇）、同『可視化された帝国―近代日本の行幸啓―』（みすず書房 二〇〇二）、古川隆久『大正天皇』（吉川弘文館 二〇〇七）、フレドリック・ディッキンソン『大正天皇 一躍五大洲を雄飛す』（ネルヴァ書房 二〇〇九）などが挙げられる。
- (4) 宮内庁宮内公文書館蔵「東宮職 行啓録 明治四十五年・大正元年 一」（識別番号：三〇四三九）、「同 五 山梨県ノ部」（識別番号：三〇四四三）、「同 六 山梨県ノ部」（識別番号：三〇四四四）、「同 七 山梨県ノ部」（識別番号：三〇四四五）
- (5) 公刊されているものとして、甲府商業会議所『東宮殿下行啓記念写真帖』明治四五年 山梨県立博物館蔵（頼生文庫）、『皇太子殿下行啓記念帖』大正二年 山梨県立博物館蔵（甲州文庫）。山梨県側に残る記録資料として、「東宮殿下奉迎送に関する書類」山梨県立博物館蔵（若尾資料）、「奉迎送ニ関スル書類 一」（山梨県立図書館蔵「山梨県行政文書」4-1M45-1(1)）があつた。
- (6) 前掲「東宮職 行啓録 六 山梨県ノ部」
- (7) 明治三九年（一九〇六）開催の一府九県連合共進会にあわせて旧甲府（舞鶴）城稲荷曲輪に建設された県公会堂施設。築六年足らずの比較的新しい二階建ルネサンス風の壮麗な建築であつたが、行啓に備えて改修が行われた。
- (8) 山梨日日新聞 明治四五年三月三〇日号
- (9) 山梨日日新聞 明治四五年四月五日号
- (10) 山梨日日新聞 明治四五年三月二八日号
- (11) 山梨日日新聞 明治四五年三月三一日号
- (12) 前掲、甲府商業会議所『東宮殿下行啓記念写真帖』
- (13) 三月二七日は番組一から一〇を清水次三郎、一一から五〇を網野豊二郎。三月三〇日は一から五〇すべて村松隣。四月三日は一から三〇は清水次三郎、三一から五〇を町田弁作が製造した。
- (14) 前掲、『皇太子殿下行啓記念帖』
- (15) 山梨日日新聞 明治四五年四月一日号

種団体からの献納品も数多く寄せられている。

これら物産展示を写した「行啓写真」は、その高精細から製品のラベルやキャプション上の品目や製造人も読み取ることができる。「図11 25 台覧に向け山梨県庁内に陳列の国産品その一」を見ると、画面右端の展示ケースには「甲斐奉書紙」、「改良紙」、「山梨書院紙」といった紙製品が、隣には「マルキワイン」、「大黒天印甲斐産葡萄酒」のワインが展示されており、続けて「枯露柿ころがきらしき製品のケース、生糸や繭の展示ケースと続く様が見とれる。「図12 26 台覧に向け山梨県庁内に陳列の国産品その二」には、甲斐絹、水晶細工、印伝、硯すずりなどが写っており、この時期の山梨県の有力な物産とその生産者をうかがい知ることができる。「図13 27 山梨県庁内に陳列の東宮（大正天皇）御買上品」には、皇太子が買い上げた品々が写されており、織物、千代田袋、雨畑硯、葡



図10 21 台覧に向け山梨県庁内に陳列の古器物古書（右上）
 図11 25 台覧に向け山梨県庁内に陳列の国産品 その一（右中）
 図12 26 台覧に向け山梨県庁内に陳列の国産品 その二（右下）
 図13 27 山梨県庁内に陳列の東宮（大正天皇）御買上品（左上）
 図14 23 台覧に向け山梨県庁内に陳列の献納品 その一（左中）
 図15 24 台覧に向け山梨県庁内に陳列の献納品 その二（左下）

萄酒、枯露柿、搗栗、奉書紙、器械生糸、水晶細工、甲斐絹といった品々と、「宮崎光太郎」、「甲府市八日町 上原勇七」や「甲府市横近習町 大木喬策」といった製造者（販売者）の名も見ることができる。

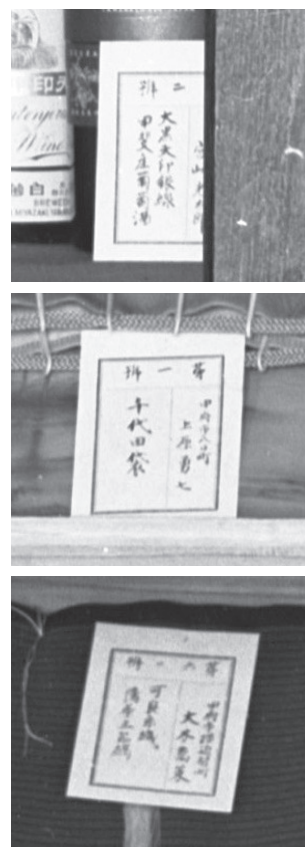


図16～18 図13に見えるお買い上げ品の製造者の名

（2）高齢者の献上品

こうした山梨県の名産とも言える品々のほか、数多く献上されているのが、「高齢者製作品」とカテゴリーされるもので、山梨県内各地の高齢者二一八件二一九名からの出品が寄せられている。「東宮職 行啓録 五」の「贈進之部」にある「献上品目録 抄録 高齢者ノ分」には、献上品の品目・数量とともに献上した高齢者の住所・名前・生年月日が列挙されており、数え年齢で最高齢一〇二歳から最年少八一歳までの平均年齢八六・四歳の高齢者から献上を受けていることが分かる。「行啓写真」の「図14 23 台覧に向け山梨県庁内に陳列の献納品 その一」と「図15 24 同 その二」を見ると、壁際に積まれている品々はみな高齢者からの献上品の数々であり、品名と住所、氏名を記した短冊が付されていることが鮮明に見て取れる。

こうした高齢者愛護とも見ることができるといえる施策を、他県での行啓における実

ている歴史教材の概要と節婦の碑全文（の翻刻）を「差出せ」と下命する⁽¹⁷⁾など、教材の内容について深い関心を示している。

四月二日の師範学校では、体操の授業を台覧して「生徒ノ健康状態ハ如何」、「彼ノ白キシャツヲ着タルハ何カ」、「本科ノ女生徒モ居ルカ」、「彼ノ児童中ニ昨日ノ運動会へ出席セルモノアリヤ」、「其人員幾人ナリシカ」、「彼ノ生徒及児童全体ニテ幾人アルカ」、「体操教師ハ何処ノ出身ナルカ」と問い、そのほか授業でも「教師ハ何処ノ出身ナルカ」、「教科書ハ文部省ノ検定済ナルカ」と質問した。また、「今日教授セル事項ノ教案ヲ差出スベシ」との下命があったので、教授略案は既に御手許に奉呈したと伝えると「更ニ細密ナルモノヲ調製シテ今晚方明朝マデニ差出スベシ」と下命した。音楽の授業では「女生徒ハ唱歌ニ巧ナリ」、最後に「成績品ヨリ種々取揃へ数十点御旅館マデ差出スベシ」と下命



図8 67 御台覧の師範学校生徒による運動



図9 66 山梨県師範学校生徒製作品

した。⁽¹⁸⁾ 四月三日の農林学校では、馬屋にて『コレハイヅコノ馬ナルカ』との下問を発し、同校の児嶋教諭は軍馬の払下げであることを伝えると、皇太子は深く頷いたとのことで、馬にも強い関心を示している。⁽¹⁹⁾

「東宮職 行啓録 六」の「各所台覧科目」⁽²⁰⁾には、各学校から事前に提出された活字印刷の教案（授業プラン）や生徒成績品目録が収録されている。「行啓写真」には、皇太子が「彼ノ白キシャツヲ着タルハ何カ」と関心を示した身体が大きく白いシャツを着用した師範学校生徒と、身体が小さく袴姿の師範学校附属小学校の児童と一緒に体操をしている風景「図8 67 御台覧の師範学校生徒による運動」や、提出を求めた成績品の展示状況を写した「図9 66 山梨県師範学校生徒製作品」があり、皇太子の学校教育への関心の高さを見ることができるといえる。

三 台覧・献上の山梨県の物産、高齢者の献上品

(1) 台覧・献上の山梨県の文化財・物産

「各所台覧科目」の「古文書古器物古書画目録」には、三月三十日に県庁（旧庁舎）で皇太子が観覧した山梨県の文化財が列挙されている。⁽²¹⁾ 古文書二八件、古器物一二件、古書画二三件の合計六三件である。「行啓写真」の「図10 21 台覧に向け山梨県庁内に陳列の古器物古書」には、菅田神社（甲州市）所蔵の楯無鏡（国宝）や雲峰寺（同）所蔵の日の丸や孫子の旗を見ることができるといえる。

県庁においては、山梨県の物産の展示も行われ、「特産物陳列目録」⁽²²⁾には絹織物六二件、水晶加工品八二件、印伝細工品三〇件、雨畑硯二〇件、生糸一二件、乾柿一二件、搗栗七件、葡萄酒四件、紙一四件、蚕種二件、繭四件の合計二五〇件が製造者の住所・名前とともに列挙されている。またこのほか各

動会次第書」の内容をカッコ書きで補足した。

なお、運動会の終了については、万歳三唱にて終わることとなっていたが、皇太子が最後まで観覧した場合と、途中で機山館に退出した場合の対応とが別に用意されていた。翌日の山梨日日新聞が欠号であるため、運動会についての状況は不詳であるが、拙稿に掲載したとおり、『東宮殿下行啓記念写真帖』¹²には、「殿下御一言に『ウマシ』との御諛^{ごじょう}ありたるやに拝承せり」とされ、生徒たちが手にする旗のうち、甲府市旗について「児童が携^{たず}ふる国旗の他の旗は何旗なりや」との質問を發した。」との皇太子の運動会へ関心の高さを示す様子を収録している。

これらプログラムの記載内容と「行啓写真」とを合わせてみると、①「桃太



図6 45 御台覧の機山館前にての小学校生徒の運動 その一



図7 51 御台覧の機山館前にての小学校生徒の運動 その十

郎（春日尋常小学校）は、「六段ノ円陣ヲ作り内方ニ向ヒ」という内容と、「図6 45 御台覧の機山館前にての小学校生徒の運動その一」の写真を精査すると髪型からは女兒のみの出演と思われることから、写真と演目が一致する。⑥「綱曳」についても、四方向の綱引きであることから、該当する写真として「図7 51 御台覧の機山館前にての小学校生徒の運動その十」が挙げられる。これらの写真はいずれも皇太子が台覧する機山館（城郭）側から撮影されており、皇太子も写真と同じようなアングルで、甲府の子どもたちの演じる様を見ていたことと思われる。

（5）花火大会

花火大会は、皇太子が甲府に到着した三月二十七日のほか、中日となる三十日、帰る前夜の四月三日の三度にわたり開催され、「奉迎表之部」には、活字で印刷された「甲府市打揚 煙火番組」が収録され、三日間各五〇発の花火の演目が、製造人の名前とともに記載されている。¹³「行啓写真」には花火関連の記録は無いが、カンテラ行列の際の新聞記事に「花火は殊の外御気に召したるやに承る」とあることから、皇太子も楽しく花火を観覧したことと思われる。

（6）学校での奉迎

各学校での奉迎も、体操や授業、展示など様々な方法で行われた。皇太子は各学校でさまざまな関心を示している。三月三十日に訪れた商業学校では、生徒成績品の優秀なものについて「差出すべし」と言い、¹⁴また「生徒は何人あるか」と問うている。¹⁵同日の県立高等女学校では、付添の熊谷喜一郎知事に「教科書は文部省の検定済であるか」と問い、¹⁶四月二日の日川中学校では、使用し

・学年 尋一、二、三 女生徒

・員数 一五〇九人

・桃太郎ナル歌詞ヲ歌ヒツ、動作ヲナス（表情遊戯）

（四列縦隊六段ノ円陣ヲ作り内方ニ向ヒ「桃太郎」ナル歌詞ヲ歌ヒツ、動作ヲナス）

②信号体操

・主任学校 新紺屋尋常小学校

・学年 尋五、六、高一、二 男女生徒

・員数 男一二九人、女八五六人

・赤白ノ旗ヲ持チ「奉迎萬歳」ヲ信号ニテ表ハス

③近衛の兵士

・主任学校 穴切尋常小学校

・学年 尋一、二、三 男生徒

・員数 男一六一九人

・（四列縦隊ニ整列）「近衛の兵士」ナル歌詞ヲ歌ヒツ、動作ヲナス（表情遊戯）

④行進

・主任学校 湯田尋常小学校

・学年 尋四、五、六、高一、二 男生徒

・員数 男一七二八人

・奉迎の歌ヲ歌ヒツ、四列ニテ行進、場ヲ二廻シテ退場

（四列縦隊二段ニテ「奉迎の歌」を歌ヒツ、方形行進ヲナス）

⑤赤十字

・主任学校 相生尋常小学校

・学年 尋四、五、六、高一、二、補 女生徒

・員数 一三二九人

・各生赤十字小旗ヲ携帯シ赤十字ナル歌詞ヲ歌ヒツ、動作ヲ

ナス（表情遊戯）

（各生赤十字小旗ヲ携帯シ二列縦隊五段ノ円陣ヲ作り内方ニ向ヒ単列トナリ「婦人従軍」ナル歌詞ヲ歌ヒツ、動作ヲナス）

⑥綱曳つなひき

・主任学校 富士川尋常高等小学校

・学年 高一、二 男生徒

・員数 三六四人

・綱四筋ヲ以テ競争ヲナス

（二本ノ綱ヲ中央ニテ結合シ東西各二線ニテ競争ヲナス（前後二回））

⑦磯の波

・主任学校 琢美尋常高等小学校

・学年 高一、二、補 女生徒

・員数 三八二人

・八列縦隊ニテ磯の波ナル歌詞ノ下ニ動作ヲナス（表情遊戯）
（二列縦隊ニテ整列「磯の波」ナル歌曲ニ連レテ動作）

⑧徒手体操

・主任学校 附属小学校

・学年 尋 高 全生徒

・員数 男三三三七人、女二八三八人 計六一七五人

・第一、二、三節 二回繰返ス

（1）、直立姿勢ニテ臂ひぜん前上挙ノ運動、二挙動（2）、下

翼直立姿勢ニテ状態左右屈ノ運動 四挙動（3）直立姿

勢ニテ臂側上挙ノ運動 四挙動（二回繰返ス）

○各運動時間ハ出入行進トモニ平均約十三分間トス

※運動の内容説明が、「運動次第」と「運動会次第書」とで異なる場合は、「運

分乱雑だった僕等の提灯行列の方が余程上手だったよ（二小学生）」という小学生からの投稿もあった。^①

催しごとの内容としては、時期的にも時間的にも現在行われている「信玄公まつり」に近いイメージである。この奉迎イベントに対して、大正天皇は「廊下に御椅子を進めさられ侍従を侍らして終始御機嫌麗はしく御覧ありからくり花火は殊の外御気に召したるやに承る」とされ、(1)の提灯行列に対して「提灯行列は未だか？」と期待を露わにしたのと同様に、この歓待を楽しく受け止めたものと思われる。

(3) 武術試合

三月三十日の午後には、甲府城二の丸にて剣術・柔術・歩兵第四十九連隊に



図4 35 御台覧の舞鶴城二の丸における学生武術仕合



図5 49 御台覧の機山館前にての小学校生徒の運動 その八

よる銃剣術の武術試合が行われた。「奉迎表之部」には活字で印刷された「武術試合番組」が収録されている。

「武術試合番組」によれば、皇太子は剣術・柔術各一五試合、銃剣術三六試合、計五一試合を見たことになるが、皇太子の疲れを慮って急いで競技を進めようとする係りの姿を見て、皇太子は侍従に「非常に面白いから緩くりやつて見せよ」と伝え熱心に観戦したことは拙稿にて触れた。なお、柔術の審判は、山梨県の柔道振興に尽力した金邊八三郎であることが、この「武術試合番組」に記載されている。

(4) 運動会

四月一日には、舞鶴公園において甲府市内各学校の生徒参加による運動会が台覧に供されている。「奉迎表之部」には、「運動会ニ関スル事項」、「運動次第」、「運動会次第書」が収録されている。

「運動会ニ関スル事項」によれば、甲府市内の富士川・琢美・相生・新紺屋・穴切・湯田・春日・師範学校附属の八校の尋常（高等）小学校の児童が参加している。児童らは、皇太子の行啓先からの還御を迎え、皇太子が宿舎の機山館に入り、運動台覧所に出御したところで、運動会のプログラムが始まることとなっていた。「運動次第」には、各学校の整列の仕方や、各演目の人数や注意事項が記されており、「運動会次第書」は印刷されたプログラムであるとともに、演目に関わる歌の歌詞が記されていた。「運動次第」と「運動会次第書」によれば、まず児童たちが、「君が代」を二回合唱し、左の次第で運動が行われた。

① 桃太郎

・ 主任学校 春日尋常小学校

(2) 炬火（カンテラ）行列

夜の甲府の街を、炬火（カンテラ）を灯した行列が練り歩くカンテラ行列は、甲府商業会議所の主催で、皇太子山梨行啓第三日目の三月二十九日と、第七日の四月二日に開催されている。「奉迎表之部」には、「カンテラ行列順序」と「第二回カンテラ行列順序」が収録され、それぞれの開催要項が記されている。

「カンテラ行列順序」によれば、三月二十九日のカンテラ行列には参加者二七一人が動員され、午後六時三〇分から甲府駅を東西南北の四軍が出発し、八時三〇分に皇太子の宿舎機山館（7）の直下の舞鶴公園遊亀橋（8）前に集結、国歌奏楽・万歳三唱にて終わるといふものであった。

「第二回カンテラ行列順序」によれば、四月二日の動員人数は三三八〇人。これを東西両軍と別働隊の三隊に分け、午後六時三〇分に太田町公園（現在の遊亀公園）を出発、七時三〇分に舞鶴公園遊亀橋前に集合、国歌奏楽や仕掛け花火、万歳三唱をもって終わるといふプログラムであった。「行啓写真」の「図2 18 甲府太田町公園における炬火行列」は、この四月二日の出発前の状況を写したものである。これらのカンテラ行列の模様については、次のように新聞報道にも記されている。

●昨夜の炬火行列

甲府商業会議所主催の炬火行列は昨夜予定の如く挙行されたり、各指揮者の指揮により第一隊は初め一列にて朝日町より新紺屋町南裏に愛宕山にケール線（9）を愛宕山に登り貯水池横手より成田社前に出で其他の各隊も順次市内各町を経廻りて御旅館機山館前に集まり整列するや君が代の奏楽と共にカンテラを以て捧げ銃の姿勢を取りて敬意を表し万歳を三唱し順次退

却したるが裸火の事として先夜の各学校生徒の行ひたる提灯行列にも増さりし壯観極まりなかりし（8）

●昼を欺く炬火行列

▽全市火に埋まりて耀く
第二回のカンテラ行列は二日夜行はれたり午後五時頃より早くも太田町公園に集り来る各町の団体引きも切らずカンテラの数愈々加はつて六時頃は道の公園も火に埋まり火に輝いて昼を欺く許りにて定刻となり東軍は音楽隊を先頭に商業学校の横に出で桶屋町鍛冶町を上つて柳町四丁目より桜町を真直に西軍は荒川堤より高等女学校前を経て寿町泉町錦町の順路にて遊亀橋辺にて東軍と合したるが此時既に別働隊となりたる上府中の一軍は愛宕山上より山腹を匍（10）つて町に下り東西両軍と合したり殿下には畏れ多くも御廊下に御椅子を進めさられ侍従を侍らして終始御機嫌麗はしく御覧ありからくり花火は殊の外御気に召したるやに承る、カンテラ行列は同所にて殿下の万歳を三唱し更に錦町に到り談露館前（11）にて閑院宮殿下の万歳を三唱して全く解散したるは九時なりしと（9）

これらのカンテラは「カンテラ並に幹事の標燈は当日午前中に各町各団体に配布すべし（10）」とされ、「石油は可成上等のものを用ゆべし、石油はカンテラの六分目（凡七勺）以下たるべし」であるとか、隊列の形態が定められたりとかある程度のルールが用意されていた。

「先夜の各学校生徒の行ひたる提灯行列にも増さりし壯観極まりなかりし」との記事や「カンテラ行列が真暗の愛宕山の中腹を蜿蜒と匍（11）つた時は正に黄金の大蛇と見受けられた（町の人）」との投稿もある一方で、「カンテラ行列は随

○第二〇号 衛生

・行啓録 七 山梨県ノ部

◎山梨県下行啓参考書ノ件

- 第一号 酒折宮由緒概略
- 第二号 浅間神社由緒概略
- 第三号 山梨大式略歴^(マ)
- 第四号 山梨県病院要覧
- 第五号 山梨県立工業試験場要覧
- 第六号 山梨県立工業学校要覧
- 第七号 上野原行在所
- 第八号 笹子行在所
- 第九号 献上品願書

第一冊は、行啓への出発(第二二号)と帰還(第二五号)について、明治天皇のもとに報告するものである。第五から第七冊は「山梨県ノ部」の表題が付されており、対応準備・計画の第五冊、警備や献上品などの奉迎準備に関する第六冊、行啓地に関する参考資料の第七冊というような構成となっている。山梨県側に残されているものや公刊されている行啓記録と重複はあるものの、第六冊にある甲府測候所から寄せられた天気情報や、周辺地域の流行病情報といった山梨県庁や各機関から寄せられた一次的な資料も含まれており、より情報量が多い記録となっている。

二 行啓を奉迎する催しごと

(1) 提灯行列

皇太子が到着した三月二十七日には、甲府市内各学校の生徒らによる提灯行列が行われている。「東宮職 行啓録 六」の「奉迎表之部」には、山梨県師範学校、県立甲府中学校、市立甲府商業学校の生徒のほか、富士川・相生・新紺屋・六切・湯田・春日・師範学校附属の各尋常(高等)小学校の児童、合わせて二〇九五名が参加して行われたと記されている。なお、提灯行列については「行啓写真」に記録は無く、甲府商業会議所刊行の『東宮殿下行啓記念写真帖』(明治四十五年)にのみ収録されている。



図2 18 甲府太田町公園における炬火行列



図3 70 炬火行列が通過する甲府桜町通り

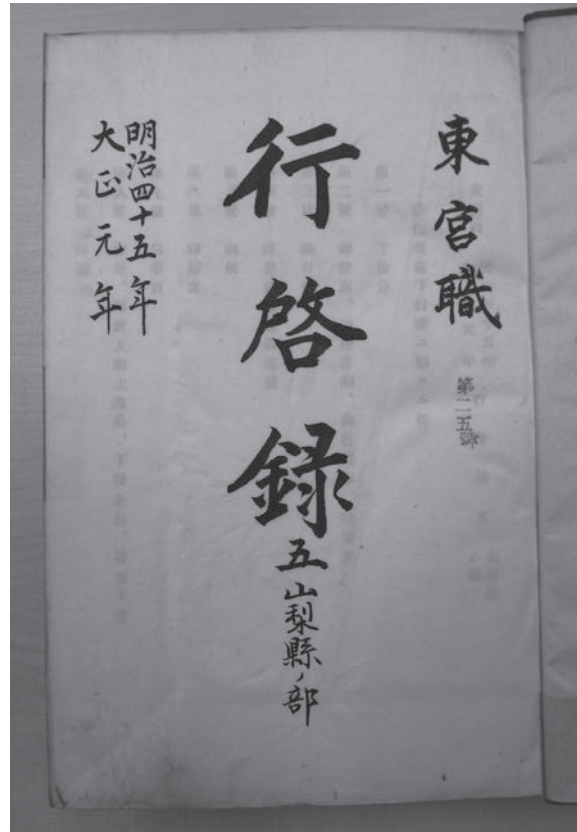


図1 「東宮職 行啓録 五 山梨県ノ部」
(宮内庁宮内公文書館所蔵)

一 東宮職行啓録

皇太子行啓の公式記録は東宮職において編纂され、大正天皇が山梨に行啓した明治四十五年（大正元年）の東宮職行啓録は九冊あり、うち山梨県に關連するものは一、五、六、七の四冊で、左のような構成となっている。

・行啓録 一

- 第二二号 山梨県下へ行啓二付キ御参内ノ件
- 第二五号 山梨県下ヨリ還御二付キ御参内ノ件

・行啓録 五 山梨県ノ部

- 山梨県下行啓二関スル件

・行啓録 六 山梨県ノ部

- 第一号 下檢分
- 第二号 御発表、御発着割、御召列車、還御共
- 第三号 御日程
- 第四号 演習御覽竝御巡覽
- 第五号 御使
- 第六号 御陪食
- 第七号 供奉員
- 第八号 贈進、御献上御土産品、下賜金品、特別手当（献上願進達）
- 第九号 拝謁
- 第一〇号 皇親

- 第一一号 実業功勞者調書（八田達也、若尾逸平、栗原信近）
- 第一二号 警衛（原式部官宛て熊谷知事書簡、御警衛心得）
- 第一三号 御旅館宿舍
- 第一四号 各所台覽科目（古文書・古器物・古書画目録、特産物陳列目録、台覽学科教案）

- 第一五号 通信
- 第一六号 御買上品其ノ他輸送（御買上品出荷入記目録）
- 第一七号 馬匹
- 第一八号 奉迎表（カンテラ行列順序、第二回順序、提灯行列、運動會、武術仕合、煙火、奉迎歌）
- 第一九号 天気予報

明治45年3～4月皇太子（大正天皇）山梨行啓について（二）

小畑 茂雄

はじめに

皇太子時代の大正天皇の山梨への行啓は、明治四十五年（一九一三）三月二十七日（水）から四月四日（木）にかけての九日間の日程で行われ、その目的は陸軍近衛師団幹部演習視察と地方見学を兼ねたもので、県庁所在地の甲府などの学校や製糸工場のほか、韮崎、市川大門、御坂^{みさか}、竜王などの演習地を訪れた。一連の行啓は他の多くの皇太子行啓と同様、公式行事ではなく微行^{びこう}として実施された。山梨県は、大正天皇が皇太子時代に訪れたなかで最後の空白県であり、明治四十五年（一九一三）三月末から四月にかけて山梨県を訪れた四か月後には明治天皇の崩御によって踐祚^{せんそ}することになるため、結果的に山梨県は一連の皇太子時代の地方行啓の最後を飾る地域となった。

拙稿「明治45年3～4月皇太子（大正天皇）山梨行啓について（一）」¹において、大正天皇（在位 一九一三～一九二六）の皇太子時代最後の地方行啓として行われた山梨行啓について、新たに発見された行啓の様子を写した「行啓写真」²の大判ガラス乾板を通じて、大正天皇が見た明治最末期の山梨県のと、山梨県民が接した天皇の動向とを明らかにした。

「行啓写真」は全一二七枚あり、大正天皇の姿を収めたものはわずか六枚であるが、百枚あまりの写真からは、その精細な画像から行啓を迎える山梨県民

や市街地の様子を詳細に読み取ることができ、この時代の山梨県の画像資料としての重要性が指摘できる。また、山梨県の各地を訪れた大正天皇の記録として、原武史氏が指摘している皇太子時代の大正天皇の活動性や、国民にとって「御真影」や御簾^{みす}のなかの存在でしかなかった明治天皇と異なり、国民の前に姿を現す新しい天皇像³を、結果的に示していたことを読み取ることが出来る。皇太子時代の大正天皇は、馬や腕車^{わんしゃ}（人力車）で山梨県内の各地を訪れ、人々との交流や景色や物産を楽しんでおり、明治・大正・昭和三代の天皇の国民のなかでの在り方が、どのように変容していったかを考えるための資料とも言える。

本稿では、「行啓写真」にも記録されている、皇太子（大正天皇）が観覧したり献上を受けた山梨県の物産や高齢者の製作品、催しごとや展示などを、宮内庁宮内公文書館所蔵の「東宮職 行啓録」⁴を中心に明らかにし、当時の山梨県の人々の「おもてなし」意識の一端や、地方行啓の実情を明らかにすることを目的とする。なお、本稿中の大正天皇の呼称については「皇太子」とし、資料からの引用の場合は適宜、「東宮」など資料上の呼称を使用する場合がある。また、用語についても、便宜上「奉迎送」⁵「台覧」⁶「御召列車」等の皇室用語についても便宜上使用する。

註

- (1) 南和男『幕末維新の風刺画』（吉川弘文館、一九九九年）。
- (2) 「富士山―信仰と芸術―」展実行委員会「編」『特別展 世界遺産登録記念 富士山―信仰と芸術―』（富士山―信仰と芸術―）展実行委員、二〇一五年）。
- (3) 作者の二代歌川国輝は江戸・東京を中心に活動していたため、本稿では江戸の物価に関する資料を使用する。
- (4) 天保の改革を風刺した判じ物といわれ、当時も絵に描かれた妖怪らの謎とかがブームとなつたというが、実際のところ作中に表されているものが何を示しているのか、正確な答えは出ていない（太田記念美術館「編」『没後一五〇年記念 破天荒の浮世絵師 歌川国芳』NHKプロモーション、二〇一一年）。
- (5) 南和男『江戸の風刺画』（吉川弘文館、一九九七年）。
- (6) 鯨が暴れることよって地震が起こるという俗信があるため、安政の大地震発生後、鯨をモチーフとした多くの錦絵が出版された。幕府は版元から版木を没収し、次々と出される災害瓦版を抑制したが、不法に出版されるものが後を絶たなかつた。
- (7) 小泉雅弘「幕末風刺画とその受容層」近代「世論」形成の「前提として」（『駒沢史学』駒沢大学、一九九九年）。
- (8) 南和男、前掲書（註1）参照。
- (9) 小野武雄『江戸物価事典』（展望社、一九九八年）。
- (10) 『武功年表』、慶応二年の項目において、近年米穀の価格が高くなった結果、五月・六月にかけて江戸の随所で打ち壊しが起こつた旨が記されている（金子光晴「校訂」『増訂武功年表2』平凡社、一九六六年）。
- (11) 沖田友紀「二代国輝の風景画における貞秀からの影響についての考察」（『日本美術研究』筑波大学日本美術史研究室、二〇〇二年）。
- (12) 倉橋正恵「幕末風刺画の中の役者評判絵」（松本郁代・出光佐千子・彬子女王『風俗絵画の文化学Ⅲ―瞬時をうつつフィロソフィー―』（思文閣出版、二〇一四年）。
- (13) 作品の摺られた状態によって判断のつき難い文字もあり、その際は表中において単語末に「？」をつけた。なお、現時点で解説不能な文字については■で表した。
- (14) 例えば、慶応元年十月に描かれた歌川芳盛（一八三〇～八五）の「愛宕参詣群集之図」も、物価高騰を風刺した作品といわれている。愛宕神社へと続く急な階段を、人々が密集しな

がら登る姿が描かれているが、よく見ると、「カミ」と書かれた着物を着て階段上にいる者、また「ムギ」という文字が記された着物をまとった者が、「米」と書かれた着物を着た人物を階段上へ引き上げようとするなど、当時物価が高騰していたものがさりげなく散りばめられている。しかしながら、階段を上がっているのか下がっているのか判別しにくい人物も存在し、比較対象資料とするには難しい。また、同年十二月に、三代歌川広重（一八四二～九四）が手がけた「巨登代命諸色を大樹にくぐるの図」は、物価の上昇した品々のイラストが大きな木の上にくくられている図が表されているものの、物価が下がった品物については特に記載はなく、やはり比較対象とはし難い。

- (15) 例えば、山崎隆三『近世物価史研究』（瑞書房、一九八三年）では、米価騰貴の全国的動向が、約五十ヶ所の米価を比較することによって示されている。
- (16) 三井文庫「編」『近世後期における主要物価の動態』（増補改訂）（東京大学出版会、一九八九年）集録されている品物の種類は少ないものの、本データが収録された『近世後期における主要物価の動態』が刊行されたことにより、江戸時代の物価史研究の基礎がなされたという（新保博「数量経済史」第8回）前近代社会の貨幣・物価・賃金「1」―経済史における物価―（『経済セミナー』日本評論社、一九七四年）。
- (18) 金子光晴「校訂」『増訂武功年表2』（平凡社、一九六八年）。
- (19) 鈴木棠三・小池章太郎「編」『近世庶民生活史料 藤岡屋日記 第十三巻』（三一書房、一九九四年）。
- (20) 三好一光『江戸生業物価事典』（青蛙房、二〇〇二年）。
- (21) 金子光晴、前掲書（註18）参照。
- (22) 鈴木棠三・小池章太郎、前掲書（註19）参照。

付記

早稲田大学図書館所蔵「子供遊具あげくらべ」の写真掲載にあたり、早稲田大学図書館特別資料室の皆様から格別なご配慮を賜りました。末筆ながらここに記し、深く御礼申し上げます。

（山梨県立博物館）

のだが、注目すべきは魚の凧である。訥弁が持つ魚の凧は揚げられておらず、そのそばに次のような詞書が添えられている。

「魚 訥弁 お江戸の花かた、わけてお女中にハすかれるが、をりくさうばのくるふ魚」

つまり、全般的に値段が高騰していた当時において、生ものであるがゆえか、魚の相場は狂いやすかつたのである。おそらく野菜類も、魚と同様不作等の影響があったのではないだろうか。値段が高くないよう配慮はなされていたものの、相場の定まりにくい食品ではあったのだろう。なお、「子供遊凧あげくらべ」では、かばやきと書かれたウナギ型の凧が揚げられており、少なくともウナギのかばやきに関しては値があがっていた可能性はあるものの、魚全般に関しては、今のところすべてを網羅できているわけではない。

おわりに

本稿において、まず「富士山諸人参詣之図」が描かれた背景を示し、さらに同年に描かれた「子供遊凧あげくらべ」との比較を行いながら考察を行った。書き込まれている単語のすべてが意味をなすわけではなく、記号や絵で表されたものもあるなど、単なる値段の上下を示している作品ではないこと、さらに値段が当時高騰していたにも関わらず、作中においては下山する人々の笠に託されている品物があることを提示した。

当時の物価に関する資料すべての裏付けが取れたわけではなく、今後の課題は多いものの、打ち壊しが起こる程物価が上昇していた米の価格が下がって

るとは考え難く、ここに書き込まれているものすべてが正しい情報ではないといえるだろう。しかしながら、何か別の作例をもとにして、二代国輝が本作を描いた可能性も否定できない。もとにした作品が描かれた当時は、例えば米の値などは下がっていたのかもしれないのだ。しかし、逼迫した当時の状況で、米価が下がっている旨が描き込まれている他の作品を、そのまま模倣して制作するだろうか。描くとしたら、米価高騰に対する批判を込めた、米の字を背負った人が富士の山頂を目指す作品ではないだろうか。

もしくは、本作において米が下山する人の笠に託されたのは、早く米価が下がってほしいと望む、多くの江戸町民の願望を絵画化したものなのかもしれない。当時の物価状態を正確に示すためではなく、人々の願いを本作の片隅に描き込んだ可能性もあるのではないだろうか。しかしながら、そう仮定すると他の値が高騰している品々の名も、下山する人々の笠に記されていてもよいだろう。このように、疑問点が多く残されていることから、本作の考察を今後の課題とし、引き続き調査を行いたい。

それでは最後に、画面中央の人物に注目していただきたい。この人物の背中に記されているのは「怒り」の文字である。物価が上昇し困窮していく混沌とした生活の中で、江戸の人々の怒りも上昇していたことだろう。そうした当時の怒りの声を近くで聞いていた作者が、本作の中に、人々の思いを一見わからない形で忍ばせたように思えてならない。

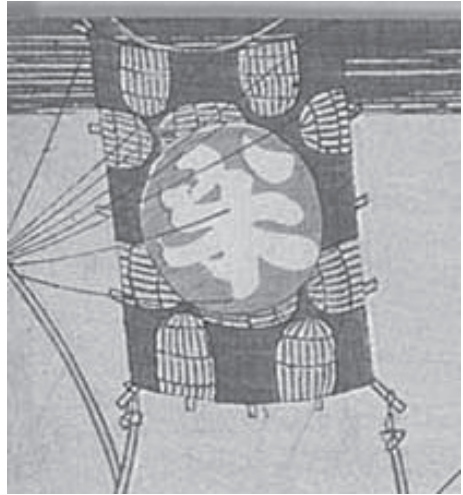


図5 子供遊風あげくらべ (部分)
(早稲田大学図書館所蔵)

ここで注目すべき点は、油と茶の存在である。両者とも、表2では値段が上がっており、作中でも富士に登る人にその名は記されている。しかしながら、問題となるのは下山する人々の笠にも、油と茶の文字が読み取れる点である。なお、

一夜に費やす油の価格が、

「去年より米穀薪炭酒味噌油絹布の類、其の余諸物の価次第に登揚し、菜蔬魚類に至る迄其の価甚だ貴し。」と記されている。⁽²¹⁾ 米、薪、炭、酒、味噌、油、絹などの値が上昇しているとあるが、確かにそれらの品々は本作中でも登山する人々とともに見られる品物であり、「子供遊風あげくらべ」でも同上の品物が書かれた風が随所に確認できる。しかしながら問題は、「菜蔬魚類に至る迄其の価甚だ貴し」の部分である。菜蔬とは、青物、つまり野菜のことである。野菜と魚の値段も高くなっている、という一文であるが、ここで本作を確認していただきたい。なんと、青物も魚も、下山する人々の笠に書き込まれているのである。

天保七年(一八三六)七月は六四文だったのに対し、慶応三年(一八六七)には二〇〇文にまで騰貴したとの記述が残されていることから、⁽²⁰⁾ 価格が高騰したとみてまず間違いないだろう。なお、「子供遊風あげくらべ」中でも、水油の風が揚げられている様子が確認できる。

米と同じく、物価が上昇していながら下山する人の笠に書かれているものの、油と茶に関しては登る人々の笠や衣服にもしたためられている。なお茶に関しては、山に登る二名と下山する一名にもその文字が見出せることから、計三回も作中に登場するのである。しかしながら、なぜ複数記される品物があるのか、今のところ明確な理由を提示することはできない。浮世絵版画の紙面上、場所を埋めるために幾度か同じものを登場させたのか、あるいは、実際のところ油と茶で値段が上がっていたものが存在していたのか、今後さらなる調査が必要となるだろう。

さて、それでは他の品々はどうか。『武功年表』中、慶応元年の項目

「子供遊風あげくらべ」においても、青物の風は反転して空から下へ落ちようとしている。しかしながら、翌年の慶応二年(一八六六)五月、歌川芳虎が描いた「浮世稽古荷上り繁昌」という、やはり物価高騰を風刺した浮世絵作品中では、青物は物価が上昇した品物の一つとして明記されている。なお、『藤岡屋日記』では、慶応元年五月二十八日の記述として、近ごろ特別に高値の野菜があると聞いたが、野菜は生活必需品であるがゆえ、青物市などは特別に安い値で売るようにとの指示を促す一節が見られる。さらに、八百屋や棒手振についても高値で野菜を取り引きしてはならず、万が一行った場合処罰を加える旨が書かれていることから、高価な野菜は存在していたが、あまり高値にならぬよう、調整をなしていた節が見てとれる。⁽²²⁾

また、同じく慶応二年十二月の改印がある、豊原国周(一八三五～一九〇〇)の「諸色劇場春の昇初め」という浮世絵版画があるが、これは人気役者が品物名の書かれた風を揚げる構図が取られている。本作は、往時の役者の人気や風として揚げられている品物の物価を風の揚げ下げで風刺しているも

表2 江戸日用品小売物価表 (三井文庫[編]『近世後期における主要物価の動態』1989年6月、東京大学出版会 より抜粋)

年 品名 (単位:銀 匁)	文久3年 (1863)春	文久3年 (1863)秋	元治元年 (1864)春	元治元年 (1864)秋	慶応元年 (1865)春	慶応元年 (1865)秋	慶応2年 (1866)春	慶応2年 (1866)秋
白米 (1石につき)	139.00	139.70	139.50	167.50	258.00	308.00	404.00	585.00
麦 (1石につき)					171.00	255.00	259.00	436.00
味噌 (1貫につき)	3.00	3.00	3.00	3.60	4.50	5.40	6.80	6.70
醤油 (1石につき)	159.00	189.00	190.00	191.60	240.00	256.00	256.00	285.00
酒 (1石につき)	336.00	339.00	341.00	381.00	534.00	632.00	767.00	849.00
煎茶 (1斤につき)	0.90	0.90	0.95	1.10	1.70	1.80	1.90	2.10
煙草 (1斤につき)	1.80	1.90	1.90	1.90	2.60	2.70	3.50	3.60
炭 (10貫匁につき)	11.63	13.70	14.08	15.38	23.26	23.26	22.99	23.26
薪 (10貫匁につき)	2.82	2.86	3.18	3.73	5.08	5.05	5.00	5.05
水油 (1石につき)	619.00	722.00	878.00	920.00	953.00	967.00	965.00	1116.00
蠟燭 (100匁につき)	3.10	2.99	3.22	3.23	3.33	3.03	3.70	3.85

※麦は文久3年と元治元年に関する記載は無いが、前年の文久2年の春は1石につき銀145.00匁であった。(なお、同年秋の記載は無い。)



図4 富士諸人参詣之図 (部分)
(山梨県立博物館所蔵)

している旨が記されている¹⁹⁾。
 しかしながら、本作で米の文字が確認できるのは、下山する人物の笠である(図4)。米の価格に関しては当時高騰していたことは間違いない、下落しているとは考えにくい。四ヶ月後に出された「子供遊風あげくらべ」中においても、米の文字が記された凧は、空高く一番目立つところに大きく描かれており(図5)、米価がことさらに上昇したことを物語っているだろう。品物全般の物価が高騰したこの時期に、打ち壊しまで起こっていた米の価格が下がるわけがなく、本作は往時の状況そのものを示しているとはいえないことが、米の価格から推測できるのである。
 なお表2より、麦、味噌、醤油、煙草、炭、薪、蠟(蠟)の小売価格も上昇していることが読み取れるが、これらの品々は、本作中においても上へと登る人々の服や笠に書き込まれている。麦などは、漢字とひらがなの二種類で、二ヶ所に示されているほどである。

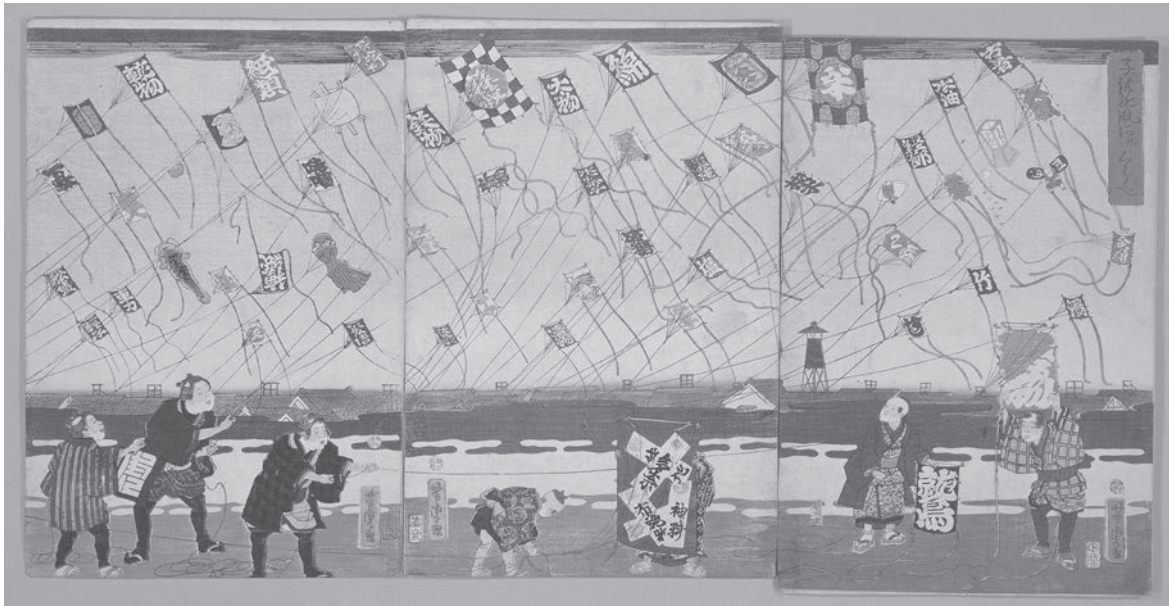


図3 子供遊凧あげくらべ（早稲田大学図書館所蔵）

三 物価の変動

さて、書かれている品物と当時の価格情勢との検討を行うが、書き込まれている品物全ての価格が確実に判明しているわけではない。そこで本稿では、主に値段に関する資料が比較的多い、食料品を中心に述べることにする。さらに、品物全般の値段が高騰していた当時において、山を下りる人々の笠に書かれた魚、米、青物、油、茶という五つの食品の値が、実際のところ本当に値段が下がっていたのか否か、焦点を当てて記していきたい。

まず、米価に関してだが、長州戦争に備えて米などの物資買い付けが起り、結果として米不足を招いたが、本作が描かれた慶応元年も物価の高騰は続いていた。なお、米価については様々な論考で取り出されているが、本稿においては米のみならず、酒や醤油などの主要製品の価格についても、『近世後期における主要物価の動態』から抜粋した「江戸日用品小売物価表」（表2）を参照したい。¹⁶ この物価表は、越後呉服店が江戸において実際に購入した日用品の価格を記録したものであり、当時の江戸における物価データを確認する上では、信頼度が高いものである。¹⁷

さて、表2によると、白米は前年の元治元年（一八六四）において、一石あたり銀一三九・五匁（春）、一六七・五匁（秋）で取引されていたものが、本作が描かれた慶応元年には、二五八・〇匁（春）、三〇八・〇匁（秋）にまで値が上がっている。

なお、米価に関しては、例えば『武功年表』において、慶応元年の出来事の中に「米価諸色高値に付き、同月（七月）より町会所に於いて、市中の貧民へ御救の米銭を頒ち与へらる。」と記されている。¹⁸ また、『藤岡屋日記』でも、慶応元年五月、つまり本作刊行と同月の記録として、米価が高値につき人々が苦勞

題目にもある通り、富士に詣でる人々が表されているが、富士登山を描いた幕末期の浮世絵作例は、歌川貞秀（一八〇七〜七九？）が描いた「三国第一山之図」など、数点確認できる。富士登拝への関心の強さがその背景にはあるが、本作のように、山の登り下りという形態になんらかの上下がなぞらえられたものに関しては、役者評判絵に既に前例が見られると指摘されている。^⑫

さて、既に述べた通り、本作は従来富士登山に物価の上下が見立てられたものだと認識されている。しかしながら、人々の服や笠に書かれている名称に関しては、一部が取り上げられるだけで、その全てが示された論文等はない。よって本稿では、まず本作に記されている品物名等を種類別に分けた上で、「富士山諸人参詣之図 品物名等一覧」（表1）という表にまとめた。^⑬さらに、書き込まれているものを、画像中に太字で表した図を作成した（図1）。その二点をもとに、考察を加えていきたい。

まず表1より、米や酒などの食品、下駄やたばこなどの日用品以外にも、数多くの単語が書き込まれている点に気が付くだろう。山伏や出家などはまだ単語として成立しているが、中には「ハラ」「ぶ」など、一見何を示しているのか判別し難いものもある。また、文字ではなく、記号やイラストで表現された箇所（図2）も見られる。風刺画に対する処罰を恐れ、品物名以外に関係のない単語類を書き込んだ可能性はあるが、今現在のところ、明言はできない。

さてここで、「子供遊風あげくらべ」（図3）の図を示しておきたい。本作は、歌川国芳門下の歌川芳虎による大判錦絵三枚続の作品で、「富士山諸人参詣之図」が慶応元年の六月に描かれているのに対し、本作は同年十月に制作されている。子供達が揚げる凧の中には、米、雑穀、そばうどん、鯉節、味噌な

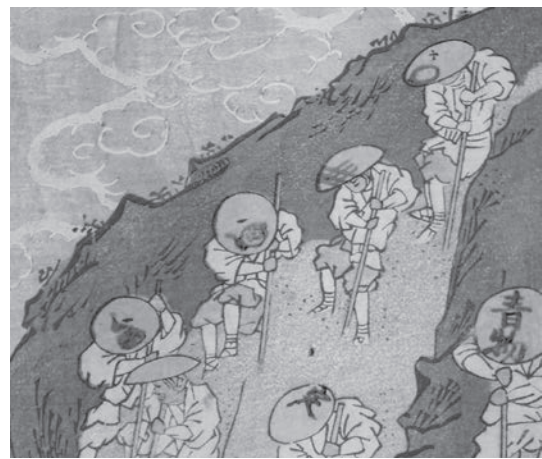


図2 富士山諸人参詣之図（部分）
（山梨県立博物館所蔵）

どの食品や、綿、紙類、下駄、蠟燭などの日用品名等が記され、やはり往時の物価高騰が揶揄されている。両者とも、同年に制作された物価関連の風刺画として、大変興味深い作例といえるであろう。

これらを比較すると、「富士山諸人参詣之図」ではすぐには理解しがたい単語等が記されているのに対し、「子供遊風あげくらべ」は、品物名がわかりやすく示されている。時折、絵で表されたものも見られるが、「かばやき」表記がなされたうなぎの絵など、何を示しているのか容易に判断できる。なお、他にも同年に出された物価高騰を風刺した浮世絵版画はあるものの、物価の上昇が凧揚げに見立てられ平明に示されている点、さらに物価の下がったもの、上がる可能性のあるものまで書き込まれるなど、作品内の情報量が多いことから、「子供遊風あげくらべ」を「富士山諸人参詣之図」の比較対象として取り上げることとする。

それでは次に、記されている品々の値が往時いかなる変動をしていたのか提示していきたい。



図1 富士諸人参詣之図 (山梨県立博物館所蔵)

※品物名等の注記は筆者による。

浜開港の際、日本を訪れた外国人が品物を買ってしまおうのではないかとの噂が流れた。それに伴い、商人達が高値売買に転じて物価が上昇したといわれている。⁹⁾ さらに、貨幣制度の混乱、社会不安等の影響もあり、物価騰貴は留まるところを知らず、生活に困窮した江戸の庶民らは打ち壊しを起こすなど、強硬手段に出るまでになっていた。¹⁰⁾

経済的な混乱、そして風刺画需要の高まりという背景がある中で、今回取り上げるような物価風刺の作品が生まれたことに、何ら不思議はないだろう。さらに江戸の町では、富士登拝を目的とする富士講が増え、富士を目指す人々が多く存在していた。よって、富士登山を題材とした本作は、人々の関心をよりひきつけ、購買力を刺激したと推定される。

それでは次に作品の検討を行うが、その際同年に刊行された、歌川芳虎（二八二八？～八七？）による「子供遊風あげくらべ」との比較を行い、本作の特徴をより明らかにしていきたい。

二 「富士山諸人参詣之図」について

検討を行う前に、「富士山諸人参詣之図」の基本情報を記しておく。大判三枚続の本作は、慶応元年六月の出版で、版元は英屋文蔵^{はなやぶぶんぞう}である。作者の二代歌川国輝は、歌川国貞（二七八六～一八六四）門下の浮世絵師で、幕末から明治にかけて活躍していた。相撲絵、鉄道絵などを残したが、とりわけ開化絵の代表的な絵師の一人として挙げられる他、風景画も手がけ、正確な遠近法と緻密な写実描写が特徴とされている。¹¹⁾ なお、初め二代国綱を名乗り、慶応元年頃より二代国輝と改めたことから、本作は二代国輝を称してから比較的初期に描かれたものになる。

表1 富士山諸人参詣之図 品物名等一覧

	食品	日用品等	その他単語
登り	(右) ぬか、豆、大豆、味噌、麦、茶 (中) 茶、鉄（※茶・鉄ともに山頂に座って下を見下ろす形で描かれている）、あさり、そば、せう油（醤油）、油、砂糖、水、むぎ、あん	(右) 畳、桶、木、墨、筆、はた (中) 炭、袋？（※「足」とつなげて「足袋」か）、芝、紅、瀬戸（※「もの」とつなげて「瀬戸物」か）、くわ、まき、糸、つな、緋、木綿、材、蠟紙、下駄、傘、たばこ、小間物、にしき、緋 (左) 刀	(右) こび、じ？、しま？、せん、の、津、ひごと、こ、て、わた、め、ね、渡シ、遊、芸 (中) かね、使（※「かね」と「使」をつなげて「金使い」か）、足（※「袋」とつなげて「足袋」か）、宿、怒り、もの（※「瀬戸」とつなげて「瀬戸物」か）、車、手遊、染、つけ（※「染」と「つけ」とつなげて「染付」か）、わる、大、左、はら、ぞう（※雑か）、ネ、ガ、諸識？、願出？、ねん、かいと、はる、五、はなし・講釈？、醫（医）、山伏、出家
下り	(左) 魚、米、青物、油、茶	(左) 玉、ギヤマ（※ギヤマンか）、紅、唐物	(左) たけ、田、フリ、定、ぶ、竹、回相、花火、団、ごろう、うなきん（※うなぎか）、すおう

※三枚続の内、(右)：一番右側、(中)：中央、(左)：一番左側に位置する錦絵をさす。
 ※判断の難しい単語に関しては、語尾に「？」表記をした。
 ※解説不能な文字、及びイラストは図1中には示してあるが、表1中では省略した。

二代国輝筆「富士山諸人參詣之図」に関する一考察

松田 美沙子

はじめに

山梨県立博物館では、二代歌川国輝（一八三〇～七四）が描いた「富士山諸人參詣之図」（巻頭図版1）という、大判錦絵三枚続の浮世絵作品を所蔵している。慶応元年（一八六五）に出された本作は、富士登拝を行う人々の姿が画面一面に表されたものであり、出版時の物価変動が山を登り下りする人々の姿に見立てられた風刺画である、との説が従来取られている。^① 山を登る人々の衣服や笠に書かれている品物名が当時値段の上昇したもの、下山する人々の笠に書かれているものが、物価が下落したものだ^②と推定されているのだ。

筆者も、本作は物価高騰に対する風刺であると以前作品解説を執筆したが、^③ 継続調査を行う中で、単純に物価変動の見立てであると定義することに、疑問を抱くようになった。よって本稿では、当時の物価変動に関する資料等との比較を踏まえた上で、^④ 本作の検討を改めて行うものとする。

一 制作背景

本作が世に出された幕末という時代は、風刺画が数多く生み出された時期であり、とりわけ有名なものとして、天保十四年（一八四三）、歌川国芳（一七九七～一八六二）によって描かれた大判三枚続の錦絵、「源頼光公館土蜘蛛妖怪図」

が挙げられる。源頼光（九四八～一〇二二）と四天王に、土蜘蛛をはじめとする妖怪らが迫り来る場面が描かれているが、眠る頼光を將軍徳川家慶（一七九三～一八五三）に、四天王を水野忠邦（一七九四～一八五一）ら、そして天保の改革で被害を受けた人々の怨念が、多くの妖怪達に見立てられている。^④ 当時の幕政を批判したであろうこの作品が話題になるにつれ、処罰を恐れた版元が版木を削除したというが、本作を模倣した作例も生まれるなど、江戸町民から求められていた題材であることがわかる。^⑤ なお、小泉雅弘氏は風刺画の受容層として、政治的な関心も含めて文化的素養がある人々をまず挙げているが、既示した国芳の「源頼光公館土蜘蛛妖怪図」や、安政二年（一八五五）の大地震後に大量刊行された鯨絵、^⑥ 戊辰戦争をモチーフとした風刺画など、社会現象等と相まって不特定多数の人々に受け入れられていた状況も指摘している。^⑦

また、天保の改革によって錦絵の色数が制限されたことにより、豪華な作品を生み出すことが難しくなっていた。さらに、錦絵の一枚あたりの売値価格が定められたことに起因し、少なくなった収入を埋めるため、版元は大量に印刷して販売し、少しでも利益を求める傾向に走ったといわれている。^⑧ その結果、当時の社会情勢を批判した時事的な風刺を伴う錦絵の売れ行きが高いことから、そうした種類の作品が多く作られ、世に出されたという。

経済的な混乱もこの時期生じており、とりわけ、安政六年（一八五九）の横

勤している。

(77) 三郎次郎は宝永五年閏正月二十九日を初見とし、家宣將軍就任以前は同年三月一日と合わせて二回のみ出勤である。將軍就任後は正徳二年二月七日まで、二二六回の出勤が確認できる。

(78) ここでは「治兵衛」と「次兵衛」は別個にカウントしているが、音が同じであるため書き分けられていない可能性も高い。仮に「治兵衛」と「次兵衛」が同一人物であった場合、出勤回数は五七回となって彦右衛門より多くなる。次兵衛の初見は家宣將軍就任後の宝永六年四月七日、治兵衛は同年四月一五日である。また彦右衛門は同じく家宣將軍就任後の宝永六年四月七日に初めて登場し、正徳二年二月七日まで二四一回出勤している。

(79) この平準化の要因については、先の中条直景の出勤回数が増えたことと関連して、役者たちが出勤を分担できるようになったためとも考えられる。今回は囃子方を個別に分析したが、ひとまとまりに四囃子の編成を追うことで平準化の要因がみえてくるのかもしれない。今後の課題としたい。

(80) このことにより、「甲府様御人衆中分限帳」末尾の「御出入の分」の記載は元禄八年段階のものではなく、宝永六年以降に書き足された可能性が濃厚となった。甲府徳川家が消滅した後、いつまで「甲府様」という意識や家臣団のまとまりが存在していたのかを考える材料になるだろう。

(81) ただし、さきにもた山田市之丞のように、番組に名前の現れない役や裏方としての働きが期待されていたと考えられるので、彼らが解雇されたわけではないだろう。

(82) 前掲註(1) 深井論文。

(83) 前掲註(1) 深井論文など。

(84) 前掲註(3) 米田論文。

付記

本稿をなすにあたり、宮城県図書館の上田真奈子氏をはじめとする同館みやぎ資料室のみなさまには、資料調査にあたって便宜をはかっていただいた。末筆ながら記して感謝を申し上げます。

(山梨県立博物館)

- (52) 前掲註(8) 表論文ほか。
- (53) さらにいえば、「御城御内証御能御囃組」からはわからないが、家宣やその側近の演能において、シテツレや後見、地謡などとして中条直景ともども参加していたと推測される。
- (54) 深井雅海「元禄〜正徳期における「側用人政治」―柳沢吉保と間部詮房の伝達・取り次ぎ機能を中心に―」(同『徳川将軍政治権力の研究』一九九一年五月) および前掲註(5) 福留論文など。
- (55) 前掲註(46) 表論文。
- (56) 「元日小謡」や「小謡」は除外している。また宝永七年五月一八日の「御能」の会では、『芦刈』のシテツレを務めている(シテは「上」こと家宣)が、これも除外した。
- (57) 『史料纂集 古記録編 一三 隆光僧正日記三』(統群書類従完成会、一九七〇年九月) などによれば、中条直景が宝永五年まで綱吉周辺の能で活動していたことがわかる。
- (58) しかしながら、家宣・詮房と直景の三名だけでこの年の催しの半分以上のシテを務めており、いかにこれらの催しが家宣とその側近だけで行われていたかを如実に示している。
- (59) 「御城御内証御能御囃組」に日付と催しの名目、あるいは番組の記載があるものを一つの催しとして数えている。一日に複数番組の能が演じられている催しも、日付と催しの名目のみが記されて内容が明らかでない催しも同等に扱った。
- (60) 宝永五年八月十九日、家宣の《蟬丸》に続けて上演された《山姥》にはシテの注記がない。これを家宣によるものだとすると同年の上演曲数は一二五番となる。なおこれまでの行論では、右の《山姥》はカウントしていない。
- (61) 以下主馬が九番、伊予守が七番、徳川綱吉が六番、外記・三十郎・宝生大夫が五番、観世大夫・九郎・金剛大夫が三番、金春大夫・七郎・大納言・丹次郎・豊前守が二番、伊勢守・大久保大蔵少輔・喜多数馬・喜多道叔・刑部少輔・大学・八右衛門・松平伊勢守・松平刑部少輔・松平式部少輔・松平但馬守がそれぞれ一番となっている。
- (62) 一方、喜多家の家督を継いでいた四世七大夫梅能は、「御城御内証御能御囃組」には六回しか登場しない(宝永三年七月一日《石橋》と《橋弁慶》、宝永四年五月一八日に《葵上》と《正尊》、正徳元年「同」二五日(特定できず)に《賀茂》と《望月》を舞っている)。他の大夫は宝生大夫が三八回(「保生」大夫を含む)、金剛大夫が一九回、金春大夫が一回(「今春」大夫を含む)、観世大夫が七回となっており、喜多の大夫は最も出勤が少ない。
- (63) 前掲註(10)。なお、甲府藩の家臣の書上げは、他に「甲府殿御分限帳」(『甲斐叢書 七巻』甲斐叢書刊行会、一九七四年一月)、「甲府分限帳」(鯖江市舟津神社所蔵)、「甲府黄門次郎様臣下録」(『山梨県史資料編八近世一』山梨県、一九九八年三月)などが知られている(前掲註(1) 深井論文ほか)。
- (64) 以下後見に齋藤治左衛門、御衣裳着に小森茂右衛門、地頭に齋藤与右衛門、野村利兵衛、地謡に日吉市郎右衛門ほか八名、造物師に吉田長兵衛、狂言師に長命勘左衛門、山本太郎左衛門、井口勘兵衛、子方に齋藤七之助、横田七三郎らが挙げられている。
- (65) 『甲府市史 史料編 第二巻 近世 I (町方 I)』では、幸清六を「森清六」ではないか、としているが、観世座付の幸流の小鼓方に同名の人物がいるため、底本通りでよいと考える。
- (66) 長命勘左衛門は「狂言師」と「御出入の分」双方に記述がみられる。前者では待遇が「金三枚七人扶持」であるのに対し、後者では「金拾両」となっている。待遇が変わったため追記されたものであろう。
- (67) 前掲註(1) 深井論文。
- (68) 「御城御内証御能御囃組」には「市之允」や「市之進」といった表記がみられるが、これらも山田市之丞を指すとみてよいだろう。
- (69) この時期の「御城御内証御能御囃組」には錯簡がみられ、日付が特定できない催しも多い。しかしこの《風山》が行われた能会は、同じ会で家宣による《八鳥》の演能がみられることから、「文昭院殿御実紀」によって正徳元年七月晦日であると特定できる。
- (70) 正徳元年以降、シテツレやワキツレについての記述がみられることは先にみたが、それ以前の記録がない箇所でも、おそらく同様に出勤していたものとみてよいだろう。
- (71) ただし二回ともシテは家宣で、「松平美濃守」こと柳沢吉保邸での演能であった。
- (72) 「権八」を含めてカウントしている。
- (73) なお「史料 I」では家宣が演じた《邯鄲》について、大鼓が葛野市郎兵衛、小鼓が幸清六、太鼓が「権八」(観世権八郎か)であり、笛の藤田庄兵衛を除いて甲府以来のお抱え役者がそろって出勤している。西丸入り直後から將軍就任まで、彼らが家宣の奥向き演能を担っていた。
- (74) 広崎新助と長命勘左衛門については、その名前を確認することができなかった。
- (75) なお大鼓の忠右衛門については、「御城御内証御能御囃組」では家宣將軍就任後最初の能の会であった宝永六年四月七日から正徳二年正月二六日まで、二二八回の出勤が確認できる。
- (76) 川村五兵衛は宝永六年の家宣將軍就任以前は宝永三年一〇月九日、同四年八月二五日、同五年閏正月二九日、同年三月一日の四回しか出勤を確認できないが、家宣將軍就任後の最初の能の会が行われた宝永六年四月七日以降、正徳二年二月七日までの期間に二〇七回出

- (30) 宝永三年一月二六日、同年二月一日、宝永四年正月三日、同年二月朔日、同年三月二七日、宝永五年正月三日、同年八月一八日、宝永六年正月三日、同年四月七日、宝永七年正月二三日、同年一月六日、宝永八(正徳元)年三月三日。
- (31) 宝永三年七月一九日、同年九月二日、同年二月五日、宝永四年二月一九日、同年三月七日、宝永五年四月一八日、宝永七年二月二九日、同年三月二日、同年四月二三日、同年閏八月一日、正徳二年三月七日。
- (32) 宝永三年七月一日、同四日、同年二月朔日、宝永四年正月四日、同年五月二七日、宝永五年七月二六日、同年九月二三日、宝永六年七月三日、宝永七年五月一八日、宝永八(正徳元)年一〇月一八日。
- (33) 宝永三年七月一九日、同年二月九日、宝永四年正月四日、同年九月五日、宝永六年五月一日、同年八月二日、宝永七年三月二七日、宝永八(正徳元)年正月二五日、同年五月二二日、同年一月五日。
- (34) もちろん、これは表氏のみで貴に帰すべき誤りではない。今のように表計算ソフトを用いた分析がまださほど自由にできなかったなどの時代状況による制約はあろう。ただ何よりも「御城内証御能御囃組」が学界に共有されてこなかったことが大きいと考える。
- (35) 表氏は宝永五年・六年・七年を家宣による演能回数例として挙げておられるが、宝永五年に演じた曲を二三番、同六年を四六番、同七年を「一一〇番以上」としており、ここでも筆者による分析と数値にズレが出ている(前掲註(8)表論文)。なお宝永三年はおよそ半年、正徳二年はおよそ三か月の記録しかないため、上演回数も少ない。
- (36) 前掲註(8)表論文。
- (37) 「御城内証御能御囃組」では宝永四年、同五年に正月一〇日の演能の記録がある。
- (38) 「二十日：生類あはれみの事は、先代のごとくいよく守るべき御むねといへども、それにより下民艱困するよし聞し召したれば、今より後をの心をいれ、この事によて、下民の愁とならず、刑法もたち、罪の出くる事有まじくはからふべし」(「文昭院殿御実紀」宝永六年一月二〇日条)。
- (39) 「廿二日：…靈板を北刎橋より発引せらる」(「文昭院殿御実紀」宝永六年一月二二日条)、「廿八日、山にて大葬行はる」(同二八日条)。
- (40) 「三日、けふより上様と称し奉る」(「文昭院殿御実紀」宝永六年二月三日条)。
- (41) 「文昭院殿御実紀」宝永六年三月二六日条。
- (42) 「御城内証御能御囃組」宝永六年四月七日条および「文昭院殿御実紀」宝永六年四月七日条。
- (43) 「御城内証御能御囃組」宝永六年五月朔日条。
- (44) ただし移徒後の宝永六年一月二二日から以降、二月二九日にいたる演能の記録は、「御城内証御能御囃組」では催しの存在を示すのみでその内容には触れられていない。なお一月二五日は《采女》・《春日龍神》、翌二月一三日には《野宮》を家宣が演じていることが「文昭院殿御実紀」のそれぞれの条から判明する。
- (45) 「七日：奥能あり、天鼓を御所作あり」(「文昭院殿御実紀」正徳二年六月七日条)。
- (46) 間部詮房の演能活動などについては表章「第六章喜多大夫の時代―三世以後―」(同「喜多流の成立と展開」平凡社、一九九四年八月)に詳しい。
- (47) 前掲註(46)表論文。
- (48) 西丸における間部詮房の側用人としての職務の実態については、前掲註(5)福留論文参照。
- (49) たとえば宝永三年八月一日には《江口》・《籠太鼓》・《是界》、同二五日には《松風》・《鳥追》・《熊坂》、同年九月三日には《定家》・《枕慈童》・《野守》をそれぞれ演じている。
- (50) この年、最も多くシテを演じたのは「丹波守」こと中条直景(喜多七大夫宗能)であった。これについては後述する。
- (51) 前掲註(8)表論文ほか。ここでは綱吉時代の稀曲として「淡路・碓渚・雨月・歌占・鳥帽子折・追掛鈴木・大蛇・大原御幸・郭巨・合浦・鐘引・菊土童・清軍・草薙・現在熊坂・碁・降魔・逆矛・七人狸々・住吉詣・蟬丸・草紙洗・孫思邈・大般若・大瓶狸々・大木・第六天・涿鹿・忠信・湛海・鶴亀・鳶窟・鶏竜田・富士山・枕慈童・松山(松山天狗)・水無瀬・行家・樂天竜神・竜頭大夫・竜虎」の四一曲を挙げ、家宣期にはさらに西丸時代に「飛鳥川・愛宕空也・生贄・一來法師・厳島・稲荷・河水・神有月・帰雁・清時・現在七面・現在巴・伍子胥・胡蝶・五筆・犀・椋間・信貴山・楡天狗・七面・俊成忠度・正儀世守・聖徳西王母・関原・太施太子・橘・七夕・玉津島竜神・玉椿・錦戸・野口判官・信連・花軍・浜川・一本菊・豊干・藤・星・舞車・松浦梅・三山・吉野天人・弱法師・竜頭大夫・呂后・籠祇王」の四六曲、將軍就任後に「飛鳥寺・悪源太・鶯・碁・鶴祭・浦島・梅若・鹿島・神渡・賀茂物狂・菅丞相・貴船・碇・黒川・護法・維盛・座敷論・実方・佐保山・三笑・住吉橋姫・高安・陀羅尼落葉・土車・鼓滝・露・泣不動・箱崎・橋立竜神・花檜・花孝養・常陸帯・人丸・羊・不断桜・満仲・身延・御装濯・守屋・安犬・柳・八幡・横山」の四三曲が上演されたとしている。

て「演能」と呼ぶことにする。

- (8) 表章「一能楽史概説」(表章・天野文雄『岩波講座能・狂言一能楽の歴史』岩波書店、一九八七年三月)。
- (9) 前掲註(8) 表論文。
- (10) 元禄八年(一六九五)「甲府様御入衆中分限帳」(『甲府市史史料編第二巻近世Ⅰ(町方Ⅰ)』一〇八号、一九八七年三月)。詳しくは第三章で考察する。なお、同史料の原本は山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴一〇〇五〇〇三二〇二二九二〇。
- (11) 前掲註(3) 米田論文。
- (12) 本来であれば、本史料について一部なりとも史料紹介をしたうえでその分析を発表するべきであると考え、今回は史料紹介については見送らざるをえなかった。しかし本史料は当該期の能楽を巡る状況や家宣の周辺の状態を考えるための非常に重要な史料であることは論をまたないであろう。今後何らかの機会を得て紹介したいと考えている。
- (13) 所蔵する宮城県図書館でもデジタル化・マイクロフィルム化などの処置が行われていないため、今のところ、本史料から情報を得ようとすれば原本にあたるほかはない。閲覧に際する手続きは非常に簡素で利便性は確保されているとはいえ、研究資源の共有という点および資料保存の観点から、前掲註(12)でもふれたように、何らかのかたちで活字化したい。
- (14) 宮城県図書館編、一九八七年三月。請求記号伊七七四/三八。
- (15) ただし、二巻の末尾の重複部分には会があったことが記され、番組などの記載がみられないため、曲数をカウントする際には問題にならない。
- (16) ただ、こうした内容をもつ本史料が、どのような経緯で伊達文庫、すなわち仙台藩伊達家の蔵書になったかは明らかではない。
- (17) 家宣の演能活動の全体像に迫るには、家宣について記した「文昭院殿御実紀」(『国史大系第四四巻 徳川実紀第七編』(吉川弘文館、一九六五年一〇月) などの記述と突き合わせていく作業が必要となる。なお以後、「文昭院殿御実紀」については同書によることとし、出典の註記を省略する。
- (18) 「御城御内証御能御囃組」一巻の冒頭部分。以下、同史料からの引用は「宝永三年六月二五日 日条」といったように表記する。
- (19) 浜御殿は家宣の父である徳川綱重が四代家綱から与えられ、屋敷地としたもので、家宣の代になってから將軍の別邸として整備された。
- (20) 催しの日程の間隔について、筆者の計算によれば全体の平均はおよそ三・六日ほどである。
- (21) 表章「二能の変遷」(表章・天野文雄『岩波講座能・狂言一能楽の歴史』岩波書店、一九八七年三月) および同「演能所要時間の推移」(『日本文学誌要』第三六号、一九八七年三月)。
- (22) 本来ならば能、舞囃子、仕舞、素謡などのそれぞれに区分して分析をすべきではあるが、本史料ではそれらの区別が不明であるため、やむを得ず一括して取り扱う。この方法でも当該期における能楽愛好の傾向を知ることができる。なお、狂言については、家宣自身の演能活動との関わりが薄いので、本稿では分析を割愛する。
- (23) 「文昭院殿御実紀」により、「御城御内証御能御囃組」を補える箇所もあるが、右にみたような、「御城御内証御能御囃組」と違ふ部分をどのように整合的に考え、統計的に処理をするかという問題がたちあらわれてくる。したがって、本稿ではあくまで「御城御内証御能御囃組」に書かれている内容から考察を進めることとし、「文昭院殿御実紀」との照合および家宣の奥能の全体像についての考察は今後の課題としたい。
- (24) 家宣側近の面々には、喜多流の能役者が多く、家宣自身、および甲府徳川家も喜多流であったことが指摘されている。表章「第五章 古七大夫の後継者たち」(同「喜多流の成立と展開」平凡社、一九九四年八月) 参照。
- (25) 前掲註(8) 表論文。
- (26) 宝永四年四月二五日、宝永五年九月一日、同年一〇月晦日、宝永七年二月二三日、同年四月四日、同年五月六日、宝永八(正徳元)年二月二三日、同年一〇月一三日、正徳二年二月一日。ただし宝永七年正月二八日の《黒塚》について、「御城御内証御能御囃組」ではシテの名前が書かれていないが、「文昭院殿御実紀」ではこれを家宣が舞ったとしているため、これを算入すれば一〇回となる。
- (27) 他に宝永五年閏正月一日でも「御」が《龍田》、「上」が《是界》を演じていることが書き分けられている。
- (28) 前掲註(27) のとおり、「御城御内証御能御囃組」でも宝永五年閏正月一日に綱吉の演能が確認できる。
- (29) 宝永三年七月一日、同一年一〇日、同年九月一九日、同年一二月五日、宝永四年正月二三日、宝永五年四月一八日、同年九月二二日、宝永六年七月二七日、同年一〇月二二日、宝永七年正月二二日、同年一〇月二九日、宝永八(正徳元)年「同」(七月)二九日(文昭院殿御実紀)により特定、正徳二年正月二五日。

甲府藩以来のお抱え役者の多くが姿を消す一方、家宣の將軍就任後の催しから新たに名前が現れるものや、出勤回数が増えるものが確認できた。⁸⁰宝永六年の家宣將軍就任は、甲府藩以来のお抱え能役者たちにとってもその運命を左右する大きなできごとであったのである。家宣が將軍として好みの役者を抜擢し、自身主催の能・舞囃子に出動させるようになること、お抱えの役者たちもその技量によって選抜されるようになっていったのであろう。⁸¹甲府藩士の表向役人への進出については、深井雅海氏が示しているが、それと対置される「奥」、それも家宣の趣味的活動の世界では、能役者たちは厳しい「実力主義」の波にさらされることになったのである。

おわりに

徳川家宣とその側近による「奥能」の記録である「御城御内証御能御囃組」の基礎的分析に基づき、家宣とその側近の演能活動について考察を行い、宝永六年の家宣將軍就任を機に、「奥能」の担い手たちが大きく入れ替わっていくことを示した。これまで家宣の側近層の多くは甲府藩以来の家臣とされてきていたが、「奥能」をつかさどる能役者たちについてはそれが必ずしもあてはまらないということになる。將軍となって、「奥能」をより自分好みに自由にアレンジできるようになった家宣の前で、能役者たちはその技芸が家宣の好みに合うかどうか厳しく吟味され、好みに適合できた者だけがその後家宣主催の舞台に立ち続けることができた。これは「御城御内証御能御囃組」に記される催しが、家宣の私的な好みによって行われていたことと密接に関わっている。また、家宣政権の「表」と「奥」を考えるうえで間部詮房の役割が極めて大きいことに改めて気づかされる。「奥」の世界から排除されていた新井白石と

は比較にならないほど、「表」と「奥」、両方を行き来する家宣にとって、「奥」における間部詮房の存在感は大きかったはずである。「表」の世界での家宣や間部詮房、新井白石らによる政権運営を考える際に、「奥」における詮房の立場をもっと強く意識する必要があるだろう。

本稿の執筆にあたって、当初は家宣政権の存立基盤の解明についても射程に入れていたが、「御城御内証御能御囃組」の情報量の多さの前に紙幅が尽きてしまった。今後、今回得られた「御城御内証御能御囃組」についてのデータと、「幕府日記」や「柳営日次記」など「表」向きの記録などと突き合わせることで、家宣の政権基盤やその構造について、さらに考察を進めていきたい。

註

- (1) 深井雅海「桜田館家臣団の幕臣化―家宣・家継政権の主体勢力―」(『史翰』第一四号、一九七七年一月)、のち「家宣・家継政権の主体的勢力―桜田館家臣団の幕臣化―」と改題して同『徳川將軍政治権力の研究』(吉川弘文館、一九九一年五月)に収録。
- (2) 前掲註(1) 深井論文。
- (3) 米田真理「新井白石と能―能好き將軍への「進言」記事の真意―」(『東海能楽研究会報』第三号、一九九九年三月)。
- (4) 深井雅海「元禄く正徳期における『側用人政治』―柳沢吉保と間部詮房の伝達・取り次ぎ機能を中心に―」(同『徳川將軍政治権力の研究』吉川弘文館、一九九一年五月)など。
- (5) 福留真紀「徳川家宣西丸時代における側用人」(『日本歴史』第六六三号、二〇〇三年八月)のうち同『徳川將軍側近の研究』(校倉書房、二〇〇六年三月)に収録。
- (6) 「側用人」の定義に際しても、福留真紀『徳川將軍側近の研究』(前掲註(5))にまとめられた氏の一連の研究以前には、『折たく柴の記』で白石が柳沢吉保を批判的に描いている箇所が引用されることが多かった。
- (7) 取り扱う史料の特性から、本稿では、能・舞囃子・仕舞などのシテを演じることを総称し

小鼓			太鼓		
順位	名前	回数	順位	名前	回数
1	又八郎	144	1	左平次	140
2	勘左衛門	103	2	伝十郎	119
3	市郎右衛門	98	3	新六郎	58
4	弁之助	86	4	金十郎	34
5	清六	74	5	佐吉	6
6	清五郎	50	6	惣右衛門	4
7	新九郎	8	7	三郎次郎	2
8	忠次郎	7	8	勘左衛門	1
9	一郎右衛門	3	8	新七郎	1
9	嘉左衛門	3	8	信六	1
9	十次郎	3	8	惣十郎	1
12	五兵衛	2	8	七平	1
12	五郎兵衛	2	8	左吉	1
12	七郎右衛門	2	8	左平二	1
15	勘右衛門	1	合計		370
15	勘七郎	1	合計		336
15	九八郎	1	合計		592
15	五郎左衛門	1	合計		
15	佐太夫	1	合計		
15	新左衛門	1	合計		
15	新六郎	1	合計		
合計		592	合計		370
			合計		212

るのではあるまいか。

そこで、宝永五年と同六年のワキ方と囃子方の出勤回数をみてみよう。全体の出勤回数がそれぞれ異なっているため、単純に数値のみを比較することはできないが、それぞれにある程度傾向が浮かんでくる。ワキ方では、さほど大きな変動はみられないが、囃子方では大きな入れ替わりがみてとれる。大鼓方では宝永五年には出勤が確認できなかった忠右衛門が上位に入っている。⁽⁷⁶⁾ 新七郎以下の順位が宝永五年とほぼ変わらないことから、家宣による忠右衛門の抜擢

笛			太鼓		
順位	名前	回数	順位	名前	回数
1	吉兵衛	151	1	三郎次郎	55
2	幸次郎	134	2	左平次	55
3	九八郎	106	3	新六郎	49
4	勝次郎	94	4	金十郎	31
5	庄兵衛	48	5	佐吉	31
6	勝三郎	11	6	惣右衛門	20
7	幸二郎	10	7	三郎次郎	11
8	庄次郎	6	8	新七郎	1
8	権三郎	6	8	信六	1
10	庄二郎	5	8	惣十郎	1
10	又八郎	5	8	七平	1
12	勘兵衛	3	8	左吉	1
13	喜右衛門	2	8	左平二	1
13	太兵衛	2	合計		336
15	加右衛門	1	合計		589
15	左兵衛	1	合計		
15	七左衛門	1	合計		
15	七平	1	合計		
15	庄五郎	1	合計		
15	長蔵	1	合計		
合計		589	合計		336

※連名の場合は筆頭の人物のみに合算した。
 ※「順位」は宝永五年の出勤回数に順位であり、宝永六年に新たに登場する人物は「—」で表記している。
 ※ワキ方の「正五郎」と「庄五郎」、太鼓方の「左平次」と「左平二」など、同一人物の可能性もある人物についても、ここでは区別して集計した。ただし、「権八(郎)」や「又八(郎)」など、表記が省略されている場合は合算している。

が想定されよう。小鼓方ではさきに見た甲府藩お抱えであった川村五兵衛が、宝永五年の二回から激増し、五三回と最も多く出勤した。⁽⁷⁶⁾ また順位の変動も大きい。太鼓方でも三郎次郎が宝永五年から六年にかけて出勤回数を大きく増やしている。⁽⁷⁷⁾ 笛方では上位に大きな変動はないものの、彦右衛門や治兵衛など、それまでに名前の確認できない囃子方の出勤が増えている。⁽⁷⁸⁾ また全体を通じて、出勤回数が平準化され、特定の個人に出勤が集中することが少なくなっていることが指摘できよう。⁽⁷⁹⁾

れが山田市十郎を指すかどうかは疑問であり、他にその名はみられない。協師の石寺権左衛門は宝永五年二月十八日の《羽衣》、同年一〇月一日の《江口》でそれぞれワキを務めているのが確認できるだけである。⁽⁷⁾宇野久兵衛も宝永四年四月二五日の会で《頼政》と《舍利》のワキとして名前があるのみであり、仕手連、脇連については一人も確認できなかった。シテやワキなどの立役については、「甲府様御人衆中分限帳」に名前のある、かつての甲府藩お抱えの役者たちはほとんど活躍できなかったといつてよい。

では囃子方はどうであろうか。以下「御城御内証御能御囃組」に名前の確認できたものとその活動時期および出勤回数を列挙していく。笛では寺井勘兵衛が宝永三年七月一日から同五年九月二五日まで、二〇回ほど出勤が確認できる。小鼓の岡田七郎兵衛は宝永三年七月四日から同年八月一五日まで一〇回出勤しており、川村五兵衛は宝永三年一〇月九日から正徳二年二月七日まで、「御城御内証御能御囃組」のほぼ全範囲において二二一回の出勤が確認できる。大鼓では三重五郎七が宝永三年八月一五日に二回出勤している。太鼓では観世権八郎が宝永三年六月二五日から宝永四年四月六日まで、八四回出勤している。⁽⁸⁾甲府藩お抱えであった囃子方たちは、立役に比べれば出勤数が多く確認できるが、小鼓の川村五兵衛を除くほとんどの面々が、家宣が將軍に就任する宝永六年以降出勤していないことには注意が必要だろう。⁽⁹⁾

さて、他に「御城御内証御能御囃組」に名前のみえる「甲府様御人衆中分限帳」掲載の甲府藩お抱えの役者としては、「御出入の分」の面々が挙げられる。⁽¹⁰⁾深尾甚左衛門は二回確認され、宝永六年四月二五日の《実盛》および正徳元年七月二一日の《敦盛》に、ともに小鼓方として出勤している。幸清六は宝永三年六月二五日から宝永七年閏八月一五日まで、小鼓方として都合二二四回の出

勤が確認できる。葛野市郎兵衛も宝永三年六月二五日から正徳元年九月一日まで、大鼓方として一三三回出勤している。ここで深尾甚左衛門が宝永六年から出勤が確認されることには注意しておきたい。先にみた囃子方の動向を踏まえれば、宝永六年の家宣將軍就任を機に、囃子方にも入れ替わりが起こつてい

表5 宝永五年・六年のワキ方・大鼓方・小鼓方・太鼓方・笛方の出勤回数

順位	宝永5年		宝永6年		順位	宝永5年		宝永6年	
	名前	回数	名前	回数		名前	回数	名前	回数
1	吉左衛門	140	吉左衛門	50	新七郎	119	清九郎	58	
2	半九郎	125	十五郎	46	源之進	107	忠右衛門	56	
3	六十郎	69	半九郎	45	長十郎	104	新七郎	54	
4	正五郎	64	六十郎	45	勘七郎	104	源之進	54	
5	十五郎	59	庄五郎	37	清九郎	75	長十郎	48	
6	八右衛門	54	忠左衛門	30	三郎右衛門	58	勘七郎	43	
7	藤七郎	29	藤七郎	24	市郎兵衛	37	三郎右衛門	9	
8	権右衛門	5	平左衛門	23	弥三郎	4	市郎兵衛	6	
9	久右衛門	2	八右衛門	22	源三郎	3	信濃守	6	
9	権左衛門	2	平八郎	18	佐助	3	勘左衛門	1	
9	平右衛門	2	与市郎	2	勘十郎	2	勘十郎	1	
9	平左衛門	2	勘七郎	1	三太郎	2	忠左衛門	1	
9	又七	2	四郎兵衛	1	伝八	2	合計	336	
9	源蔵	1	甚九郎	1	市兵衛	1			
14	作十郎	1	伝三郎	1	五右衛門	1			
14	薩摩守	1	合計	333	左平太	1			
14	茂十郎	1			七右衛門	1			
14	庄五郎	1			新九郎	1			
14	忠左衛門	1			信七	1			
14	忠兵衛	1			弥右衛門	1			
14	伝十郎	1			合計	592			
14	彦太郎	1							
14	日向守	1							
14	藤十郎	1							
14	茂右衛門	1							
14	茂十郎	1							
合計		568							

衛門・宝生大夫が三番、甚兵衛が二番、伊予守が一番となっている。これに対し、「御城御内証御能御離組」で最も催しが多く記録されている宝永五年をみると、シテが判明する演能が延べ五八九番あるうち、間部詮房が一四七番、家宣が一三四番⁽⁶⁰⁾、これに対して中条直景は一〇番にとどまっている。以下兵庫が六七番、友之允が四五番、下野守が三六番、主膳が二一番、市正が一八番、主殿が一六番、主水が一三番、日向守が一三番、大蔵少輔が一〇番と続き⁽⁶¹⁾、上位の顔ぶれや全体に占める割合に大きな変化はない。

宝永五年と六年では、演者全体の顔ぶれ、催しの回数ともに大きな変化はみられない。すなわち家宣と詮房の演能だけが極端に減り、逆に中条直景の演能だけが激増したということになる。以後、回数の上では直景による演能が定着していったようである。もちろんシテではなく、「御城御内証御能御離組」に名前の現れない地謡や後見などでそれ以前から家宣主催の催しに関わっていた可能性もあるだろうが、ここまで極端に数字が上下する理由としては、やはり直景が綱吉最員の役者であったことが大きかったのではなからうか。家宣が直景の能を思うままに観られるようになるには、綱吉が没するのを待たねばならなかった。また喜多流に慣れ親しんでいた家宣や詮房にとって、直景の能は垂涎的となっていたのではなからうか。待ちに待った実力者中条直景の出勤とできるだけ多く直景の演能を観たいという家宣の思惑、それが宝永六年の直景の演能の急増と家宣・詮房の演能の激減の直接的な原因となった、とみておきたい。

三 家宣周辺の能役者たちにとっての宝永六年

右にみてきたとおり、「御城御内証御能御離組」にみえる家宣の演能活動に

おいては、宝永六年が一つの画期となり、その前後で中条直景のように出演回数が激変するものが存在した。そこで本章では、家宣周辺の能役者たちがどのような「御城御内証御能御離組」に表れてくるのかをみていくことにする。

甲府藩時代の家宣家臣団の書上げのうち、元禄八年（一六九五）九月の年記をもつ「甲府様御人衆中分限帳」⁽⁶²⁾には、「御役者」こと能役者の記載がみられる。以下、同史料の記載順に列挙していくと、大夫の山田市之丞、山田市十郎、脇師の石寺権左衛門、宇野久兵衛、斎藤十郎兵衛、仕手連の福井惣兵衛、横田五郎左衛門、藤嶋清三郎、脇連の野村太右衛門、笛の橋本半四郎、寺井勘兵衛、小鼓の岡田七郎兵衛、川村五兵衛、清水喜三郎、大鼓の福王清兵衛、植村重郎右衛門、三重権十郎、福王伝兵衛、三重五郎七、植村三之助、太鼓の観世長左衛門、石井新之助、観世権八郎などとなっている⁽⁶⁴⁾。また「御出入の分」として、深尾甚左衛門、広崎新介、幸清六、葛野市郎兵衛、長命勘左衛門らの名前が挙げられている。家宣は甲府徳川家時代の家臣を、ほとんどすべて幕臣として登用していた⁽⁶⁷⁾。おそらく能役者である彼らも家宣の西丸入りに伴い、幕府のお抱え役者となったものであろう。

では彼らは、宝永三年以降、家宣の周辺での演能にどれだけ関わっていたのだろうか。「御城御内証御能御離組」において、まず大夫の山田市之丞⁽⁶⁸⁾は、宝永三年七月二六日に《羅生門》、同年一二月九日に《祝言養老》を演じたほかは、シテを演じていない。ただし、正徳元年正月二七日、曲淵景衡がシテを演じた《紅葉狩》において、シテツレの一人に名を連ねている。他にも同年「同」（七月）二九日の《嵐山》⁽⁶⁹⁾、同年一〇月四日の《船橋》など、都合一六回シテツレとしてその名が挙がっている⁽⁷⁰⁾。市十郎という人物については宝永七年四月二九日、家宣が演じた《邯鄲》の大臣（ワキツレ）としてその名がある。しかしこ

直景は慶安三年（一六五〇）生まれと考えられ、本嶋家から喜多宗家に入り、北八之丞を名乗った。寛文五年（一六六五）五月に養父の喜多座二世十大夫（寿硯）が没したのち、寛文九年から一〇年にかけての時期に喜多家を継承し、七大夫を襲名した。徳川綱吉期には宝生大夫と並んで臯肩をうけ、活発に演能を行っている。ところが貞享三年（一六八六）二月、養子の十大夫とともに突如として追放処分を受け、喜多座は解体される。翌四年四月に東山天皇が即位すると、五月に恩赦が行われ、直景ら父子も復帰を許された。だが六月には綱吉から士分に召し出され、中条加兵衛と改名させられた。このとき、喜多座の大夫の地位を養子十大夫に譲ったものとみられている。元禄一四年（一七〇一）には河内守と称し、宝永二年（一七〇五）には丹波守と改めた。

このように、喜多座の前大夫という経歴を持つ中条直景であるが、「御城御内証御能御囃組」にはどのように表れてくるのだろうか。

表4 「御城御内証御能御囃組」のうち「丹波守」(中条直景)が5回以上シテを務めた曲一覧

順位	曲名	回数	順位	曲名	回数	順位	曲名	回数
1	融	13	4	望月	7	15	安宅	5
2	海人	8	4	八島	7	15	春日龍神	5
2	石橋	8	4	山姥	7	15	当麻	5
4	国栖	7	11	鵜飼	6	15	道成寺	5
4	実盛	7	11	絃上	6	15	鉢木	5
4	自然居士	7	11	昭君	6	15	三輪	5
4	狸々乱	7	11	船弁慶	6	15	弓八幡	5

※曲名表記や「祝言」の取扱については表1に準じた。

直景は四二三回、一七一曲のシテを務めている。⁶⁶最も多いのが《融》で二三回、《海人》と《石橋》が八回、《国栖》・《実盛》・《自然居士》・《狸々乱》・《望月》・《八島》・《山姥》が七回でこれに続いている。家宣や詮房の演能と比べ、シテを務

めた回数こそ少ないが、幅広く多様な曲を演じており、玄人らしさがうかがえる。年ごとの演能状況をみると、宝永三年が一〇回、同四年が三回、同五年が一〇回、同六年が八八回、同七年が一五七回、同八年（正徳元年）が一二二回、正徳二年が四〇回となり、これも家宣や詮房とは違った傾向を示している。宝永六年から演能回数が急激に増加するのは、家宣の將軍就任と密接に関係するものとみられ、それ以前は綱吉主催の会に出勤することが多かったためである。⁶⁷宝永六年に限っていえば、シテが判明する全三三四番のうち約四分の一が直景によるものとなり、五〇回ほどにとどまった家宣や詮房に大きく差をつけている。⁶⁸

ここで「御城御内証御能御囃組」における宝永六年の特殊性について考察を行いたい。(1)・(2)でみたように、この年は家宣と詮房の演能回数が減少する一方で、直景の回数が大きく増加している。同史料に記された能・舞囃子の催しの回数⁶⁹を列挙すると、宝永三年が四一回、同四年が六三回、同五年が一三二回、同六年が八一回、同七年が九六回、同八（正徳元）年が六五回、正徳二年が二三回となっている。宝永三年は半年間、正徳二年は三か月間の記録であるため、回数が比較的少なくなっている。一方、宝永六年は、全体からみれば催し自体が大きく減少しているわけではない。

さて、先にみたとおり、この年は演者の判明する曲が重複を除くと三三四番あるが、そのうち八八番が中条直景、五〇番が家宣、四七番が間部詮房によるものであった。以下友之允（植木道広）が二六番、兵庫（牧野忠列）が二二番、下野守（曲淵景衡）・主膳（間部詮貞）が一七番、日向守（沼間広隆）が一四番、市正（村上正直）・主水（村田久寿）が二番、大蔵少輔（松平勝以）が七番、下総守（間部詮言）が六番、八十郎が四番、主殿（阿部正興）・八右

西丸側衆となった。さらに宝永三年正月には一万石を賜り、奥向の取次などを取りしきる、いわゆる側用人としての活動を行うようになる。⁽⁴⁸⁾宝永六年に家宣が將軍に就任したのち、侍従に任ぜられ、同七年には上野国高崎五万石を与えられている。まさに家宣側近の甲府系臣僚の中心人物であり、新井白石とともに家宣の政治運営に大きな影響を及ぼした人物であった。

表3 「御城御内証御能御囃組」のうち「越前守」(間部詮房)が9回以上シテを務めた曲一覧

順位	曲名	回数	順位	曲名	回数
1	船弁慶	19	6	融	6
2	葵上	13	6	山姥	11
2	春日龍神	13	9	鞍馬天狗	14
4	烏帽子折	12	9	自然居士	14
4	野守	12	9	是界	14
6	熊取	11	9	橋弁慶	14
			9	富士太鼓	10

※曲名表記や「祝言」の取扱については【表1】に準じた。

「御城御内証御能御囃組」において、詮房は合計六〇一回、一四九曲のシテを務めている。「御城御内証御能御囃組」で番組の記載が省略されている箇所でもおそらく演能を行っていたとみられるが、判明する限りでもその回数は家宣を上回り、全体のおよそ五分の一を占めている。詮房が最も多く演じたのは《船弁慶》で一九回であった。ついで《葵上》と《春日龍神》が二三回、《烏帽子折》と《野守》が一二回である。一度の催しで三、四曲を演じることも普通であり、⁽⁴⁹⁾まさに演能活動においても家宣側近の中心といえる。能ではないが、宝永三年九月五日の仕舞と舞囃子の会では、仕舞五曲と舞囃子三曲をほぼ連続で演じ、宝永四年三月一九日の舞囃子の会では、一挺一二曲の謡と、舞囃子《石橋》・《当麻》・《蘇父》・《弓矢立合》をこれもほぼ連続で演じている。驚異的な体力と技芸の持ち主であったことを示している。詮房がシテを務めた回数を

年ごとにみると、宝永三年が九四回、同四年が一一四回、同五年が一四七回、同六年が四七回、同七年が九三回、同八年(正徳元年)が八五回、正徳二年が二二回であった。宝永六年に回数が落ち込むのは家宣と同様であって、二名とも同年の演目でシテが判明する三三四番のうちに占める割合を考えると極端に減っている。⁽⁵⁰⁾

また、これまで家宣の演能活動を評価する際には、綱吉と同様に能役者たちに稀曲の演能を強制したことが強調される傾向があった。⁽⁵¹⁾その主な担い手が詮房や、後述する中条直景であったことはすでに指摘されてきている。⁽⁵²⁾綱吉や家宣と能役者の関係をみるなかで重要な指摘ではあるものの、稀曲が繰り返し上演されることは少なく、詮房らの演能活動全体からみれば、稀曲の上演はごく一部に過ぎなかった。日常的に家宣の好みに応じた曲を舞ってみせることが、彼らの職務の中心であったといえよう。⁽⁵³⁾稀曲上演はそうした活動の延長線上、ごく特殊な事例として位置づけるべきであろう。

従来、詮房の発言力を評価するにあたっては、側用人として持っていた「表」の世界への影響力、「表」と「奥」とをつなぐ力によって語られることが多かった。⁽⁵⁴⁾しかしながら、それはこうした「奥」での非常に活発な活動を基盤とするものであったとみるべきであろう。詮房の卓越した技芸は、彼の政治的立場を支える柱の一つであった。

(3) 「御城御内証御能御囃組」にみる中条直景の演能活動

「御城御内証御能御囃組」をみるうえで、もう一人注目すべき演者がいる。「丹波守」こと中条直景(喜多七大夫宗能)である。まず、表章氏の研究に基づいて、⁽⁵⁵⁾直景の業績を紹介したい。

さて、家宣の演能活動を年ごとにみてみよう。回数は宝永三年が九一回、同四年が一〇四回、同五年が一二四回、同六年が五〇回、同七年が一一六回、同八年（正徳元年）が七九回、正徳二年が一九回となっている。⁽³⁵⁾宝永六年に演能回数が減少する理由について、表氏は「將軍になった年で多忙だったためか」⁽³⁶⁾としているが、実際はどうであったろうか。

徳川綱吉は宝永六年正月一〇日に死去した。その前日の正月九日、家宣は「御舞初御囃子拾五番」の会を催している。通例であれば正月一〇日ころには「御能初」が催されるはずであったが、この年はしばらく番組の記載が途絶え、三月晦日によく記事が復活する。この間、家宣はいわゆる「生類憐れみの令」⁽³⁸⁾の廃止など、將軍就任が決定した段階から早くも綱吉期の政策路線の転換を図って諸政策を展開しており、綱吉の葬儀も一月二日以降に本格化するなど、多忙な日々が続いたものとみられる。さらに二月三日には「上様」と称されるようになり、⁽⁴⁰⁾二月には増上寺や寛永寺などの法要、および新政権での人事に追われている。

三月二六日になって、「三家并に諸大名に、来月朔日御喪制とけ給ふにより、肴一種づゝ奉るべしと伝え」⁽⁴¹⁾ている。このように、綱吉の喪が明けるのは四月一日とされたのであるが、それが待ちきれなかったものであろうか、家宣はその前日である三月晦日に舞囃子の会を催している。四日とあけず能の会を催していた家宣にとって、綱吉の死以降、その喪に服さねばならず、能を演ずることができない期間は大変長く感じられたのではなからうか。四月一日には將軍宣下の段取りを命じながら、また舞囃子の会を催している。四月二日から五日にかけて、代替わり御礼の式を済ませた家宣は、七日に能の会を催している。⁽⁴²⁾同年五月一日の將軍宣下の前後には以前のようなペースでの演能が復活し、將

軍宣下の当日も「御囃子拾五番」が開催されている。⁽⁴³⁾その後家宣が西丸を出て本丸御殿へ移徒する一月初頭まで、家宣の演能のペースはさほど変わっていない。⁽⁴⁴⁾

このようにみえると、確かに宝永六年には家宣の演能が少なくなるが、將軍就任がその直接的な原因であったかどうかは疑問に思われる。この問題については、後に中条直景の演能について考察するなかで再び取り扱うことにしたい。

家宣は正徳二年一〇月一四日に五一歳で没した。「御城御内証御能御囃組」はそれに半年ほど先立つ三月一二日の記述を最後に途絶えてしまうが、「文昭院殿御実紀」によれば同年六月七日に舞った《天鼓》が自身で演じた最後の能になったようである。⁽⁴⁵⁾

(2) 「御城御内証御能御囃組」にみる間部詮房の演能活動

それでは、「御城御内証御能御囃組」における中心人物の一人である「越前守」こと間部詮房（一六六―一七二〇）の演能活動をみていこう。詮房は甲府藩士西田喜兵衛の長男で、貞享元年（一六八四）に藩主綱豊（家宣）の小姓となった。一説によれば、西田家が喜多家に出入りするようになるなかで、幼い詮房も舞や謡を覚え、子方として舞台上に立つうちに綱豊の目に留まったとも言われている。⁽⁴⁷⁾ただし、右にみた家宣小姓としての出仕は詮房が一九歳の時のことであり、子方として活動する時期を大きく過ぎていく。そのためこの逸話がどこまで事実を伝えているかはわからないが、後でみるように詮房が卓越した技芸の持ち主であったことは間違いないが、幼いころより喜多座の二世十大夫および三世七大夫の近くで能楽の修行を積んでいたであろう。宝永元年（一七〇四）一二月、詮房は家宣の西丸入りに従って西丸奥番頭に就任し、翌二年正月には

計五百番（一〇五曲）を越え、十回以上演じた曲は〈葵上・鶉飼・梅枝・江口・邯鄲・黒塚・是界・高砂・野宮・野守・羽衣・橋弁慶・三輪・頼政〉で、綱吉を凌駕する芸だったらしい。

筆者が今回確認した範囲では、家宣の演能回数は五八三回、曲数は一一一曲であり、表氏の示した数字とはズレが生じている。また表氏が「十回以上演じた曲」として挙げた曲のうち、《黒塚》については九回しか確認できなかった。⁽²⁶⁾このズレは「御城御内証御能御囃組」に基づけば、宝永五年閏正月一八日の「御」による《黒塚》の演能をカウントするかどうかによって生じているものとみられる。果たして、この「御」の指し示す人物は家宣なのであろうか。この点について、宝永四年正月二三日条をみてみたい。

〔史料2〕

正月廿三日従 御本丸御成二付御囃子

上 高砂
御 羽衣
田村 越前守
箆 日向守
御 道成寺
上 熊坂
芦刈 日向守

春日龍神 主膳

御 小鍛冶

上 八島

氷室 下野守

竹生嶋 外記

上 賀茂

橋弁慶

上 祝言 養老

將軍綱吉が本丸から家宣のいる西丸に来たときの舞囃子の会である。ここでは《羽衣》などを演じた「御」と、《高砂》などを演じた「上」とが明確に書き分けられている。⁽²⁷⁾この舞囃子の会が「御本丸」からの「御成」の際の催しであることを踏まえると、「御」は綱吉を指すと考えるべきであろう。⁽²⁸⁾綱吉は宝永六年正月に没するが、その前年まで演能活動が確認できるので、先にみた宝永五年に《黒塚》を舞った「御」も綱吉とみて問題ないだろう。すなわち、「御城御内証御能御囃組」のなかで、家宣が《黒塚》を舞った回数は九回となる。

また、表氏は家宣が一三回演じた《八島》⁽²⁹⁾、一二回の《東北》⁽³⁰⁾、一回の《船弁慶》⁽³¹⁾、一〇回の《芦刈》⁽³²⁾・《龍田》⁽³³⁾を挙げておられない。論旨に大きな影響はない箇所とはいえ、基礎的な情報の誤りは、行論全体の信頼性にも関わってこよう。⁽³⁴⁾

れたものの一覧である。全期間を通じて《船弁慶》が六三回ともっとも多く上演されており、《是界》と《八島》が五五回、《春日龍神》と《熊坂》が五〇回でこれに続いている。また、年ごとにみると宝永三年は《船弁慶》が一四回で最も多く、同四年も《船弁慶》が一三回で最多であった。続く宝永五年は《橋弁慶》が一二回、宝永六年は《船弁慶》と《八島》が七回づつ、宝永七年は《橋弁慶》が二回、正徳元年は《三輪》が九回となっている。正徳二年には《春日龍神》や《賀茂》、《熊坂》など六曲が四回ずつ演じられている。奥能であるという会の性格からすれば、ここで演じられている曲は家宣の好みを反映していると考えられる。比較的動きの大きな、派手な曲が好みであったものとみられる。

なお、「文昭院殿御実紀」にも奥能についての記述があり、家宣の演能については、その大半が「御城御内証御能御囃組」の記載内容と一致する。しかし一方で齟齬もみられる。たとえば「文昭院殿御実紀」宝永七年三月五日条には「奥にて猿楽あり、巻絹・是界をまはせたまふ」とあるが、「御城御内証御能御囃組」では、その日に「上」こと家宣は《巻絹》・《是界》に加え《橋弁慶》も演じている。また「文昭院殿御実紀」同年一〇月二二日条では「又奥能あり、湯谷をあそばさる」とあるが、「御城御内証御能御囃組」ではその日の番組一覧に《湯谷》はあげられていない。さらに「文昭院殿御実紀」同年二月二六日条では「又奥能、和布刈・巻絹をあそばさる」とあるが、「御城御内証御能御囃組」ではこのとき《和布刈》を演じたのは「市正」こと村上正直とされている。他にも日付や演目に違いが確認されるが、どちらが正確であるかは判断できない。「文昭院殿御実紀」の記載が家宣が將軍に就任した宝永六年から、没する正徳二年までの四年間しかなくともあわせて、本稿では、とりあえず「御城御内証

御能御囃組」に基づいた分析を中心とし、「文昭院殿御実紀」については錯簡部分の日付の特定など、あくまで「御城御内証御能御囃組」の内容を深めるための素材として、補助的に用いるのにとどめたい。²³⁾

(1) 「御城御内証御能御囃組」にみる徳川家宣の演能活動
 それでは家宣自身の演能活動はどうであったか。²⁴⁾ 「御城御内証御能御囃組」のなかからみていこう。

表2 「御城御内証御能御囃組」のうち「上」(徳川家宣)が9回以上シテを務めた曲一覧

順位	曲名	回数	順位	曲名	回数	順位	曲名	回数
1	是界	19	8	頼政	13	19	柏崎	9
1	三輪	19	12	鶴飼	12	19	賀茂	9
3	邯鄲	18	12	東北	12	19	黒塚	9
4	高砂	17	14	橋弁慶	11	19	忠度	9
5	野守	15	14	船弁慶	11	19	難波	9
5	羽衣	15	16	芦刈	10	19	芭蕉	9
7	江口	14	16	梅枝	10	19	巻絹	9
8	葵上	13	16	龍田	10	19	松風	9
8	野宮	13	19	井筒	9			
8	八島	13	19	采女	9			

※曲名表記や「祝言」の取扱いについては表1に準じた。

全体の傾向とはやや異なり、《是界》と《三輪》が一九回と最も多く、《邯鄲》一八回、《高砂》一七回がこれに続く。全体で最多であった《船弁慶》は一一回であるが、全八三回のうち一一回を家宣が演じているということを考えれば、家宣自身も好んで演じた演目とみてよいだろう。さて、家宣の演能活動については、表章氏が次のように述べている。²⁵⁾

(「御城御内証御能御囃組」から、引用者註) 判明する家宣の演能記録は総

巻衣(舞) 越(前部註)前守

長十郎 金十郎
清五郎 庄兵衛

このように、通例演目名の右下に記されるシテの名が、右肩に「上」とのみ記されるケースが散見される。従来からこれは徳川家宣を指すと指摘されている。たしかに「文昭院殿御実紀」の記録との符合、たびたび浜御殿への御成に際する演能が記される点、綱吉を「公方様」、「御」などとして書き分けている点などから、この「上」は家宣を指すものとみてよい。

「御城御内証御能御囃組」が家宣とその側近による演能活動の記録であることはほぼ間違いないだろう。そのうえで、本史料をみて驚かされるのはその演能の頻繁さである。宝永三年の冒頭部分を例にとっても、六月二五日、七月一日、同四日、六日、一〇日、一一日といったように、およそ三、四日に一度ほどの割合で何らかの催しを行っている⁽²⁰⁾。現在より多少演能時間が短かったとはいえ、驚くべきペースであり、家宣の能楽愛好を如実に物語っている⁽²¹⁾。

では、章を改めて、本史料にみられる演能活動を分析し、その特徴を析出していくことにしよう。

二 家宣とその側近の演能活動の特徴

先に記した通り、「御城御内証御能御囃組」には能、舞囃子、狂言など全部で四二五六番の番組名がみられる。本稿では、そのうち能と舞囃子など三一七八番について考察を加えていく⁽²²⁾。

表1は、「御城御内証御能御囃組」にみられる曲のうち、一〇回以上上演さ

表1 「御城御内証御能御囃組」において10回以上上演された曲一覧

順位	曲名	回数	順位	曲名	回数	順位	曲名	回数
1	船弁慶	64	35	江口	25	69	嵐山	17
2	是界	55	35	忠度	25	69	梅枝	17
2	八島	55	35	東北	25	69	船橋	17
4	春日龍神	50	35	難波	25	69	三井寺	17
4	熊坂	50	35	鶴	25	69	湯谷	17
6	橋弁慶	49	35	松風	25	69	杜若	16
7	賀茂	45	35	雷電	25	74	小督	16
7	野守	45	42	氷室	24	74	和布刈	16
9	小鍛冶	42	43	清経	23	77	烏帽子折	15
10	葵上	41	43	天鼓	23	77	皇帝	15
10	三輪	41	45	項羽	22	77	藤永	15
12	芦刈	40	45	経政	22	77	道成寺	15
13	融	38	45	野宮	22	77	望月	15
14	邯鄲	37	45	弓八幡	22	82	歌占	14
14	自然居士	37	49	竹生島	21	84	老松	13
16	山姥	36	49	兼平	21	84	敦盛	13
17	殺人石	35	52	国栖	20	84	東岸居士	13
17	海人	35	52	石橋	20	84	紅葉狩	13
19	高砂	34	52	錦木	20	88	大江山	12
20	実盛	33	52	富士太鼓	20	88	当麻	12
22	放下僧	33	52	夜討曾我	20	91	金札	11
22	田村	32	52	猩々乱	20	91	定家	11
22	羽衣	32	52	養老	20	91	小袖曾我	11
24	鶴飼	31	59	井筒	19	91	鍾馗	11
24	鞍馬天狗	31	59	烏頭	19	91	卒都婆小町	11
24	舍利	31	59	翁	19	91	知章	11
28	頼政	30	59	大会	19	96	大社	10
29	龍田	29	59	巻絹	19	96	葛城	10
30	柏崎	28	64	女郎花	18	96	通小町	10
30	車僧	28	64	花月	18	96	春采	10
31	黒塚	27	64	源氏供養	18	96	班女	10
32	安宅	26	64	芭蕉	18	96	盛久	10
32	飯	26	64	百万	18	96	龍虎	10
32	桜川	26	64					

※曲名について、「御城御内証御能御囃組」内で「舟弁慶」、「八嶋」など同曲異表記のものについては、喜多流を中心とする現行諸流派の表記に合わせ統一した。稀曲・塵曲については、できるだけ原本の表記に近い漢字を用いた。

※《岩船》《金札》《呉服》《弓八幡》《養老》は「祝言」として演じられているものも合算した。曲名表記のないものは単に「祝言」として集計した。

がみられるほかは、ほぼ日付順の記載をとっている。それぞれの時期に行われた能、舞囃子、狂言などの番組、すなわち演目と演者を記すが、役者名の記載がない場合も多いため、番組に記されている演目が能なのか、舞囃子なのかという区別は厳密にはできない。演者などの人名の配列は現行の番組における記載とほぼ同様であり、演目と演者の記されている位置関係からシテ、ワキなどを判別することができる。なお、四、五巻の一部のみ、シテツレ・ワキツレや地謡と思しき人名が付されている部分や、通常は官途名などの通称しか記されないのに対し、名字も記されている部分が存在するが、こうした記載の相違がどのようにして生じたのかは不明である。

本史料は、もともとあった手控えのような記録を年ごとに整理してまとめたものと考えられる。宝永六年六月一日条の次の行に「同十 如本」とあり、本書が「本」、すなわち何らかの他の記述に基づくものであることを示している。また四巻では「正徳元辛卯年正月吉日」の「御諷初」から記述が始まるが、正徳改元は宝永八年五月一日のことであり、正月段階ではまだ宝永八年である。同年五月一日条に「朔日^(マ)正徳元改^(マ)」あることから、この日以降に本書がまとめられたことがわかる。

もともとの記録を作成した人物については手がかりが少ないが、宝永三年一〇月九日「御本丸^江 御成之節」の能会では、「上」の《嵐山》を除き、他の演目のシテやワキ、囃子方などの記載がほとんどみられず、末尾に「右之分役付不知」とある。また宝永四年三月朔日「大納言様御本丸^江御成之節御能組」では、「公方様」こと徳川綱吉が《老松》と《東北》を舞っているが、《東北》の役付についてはワキの庄左衛門を除いて記載がみられない。こうした事例から、単にこれらの記載が省略されたというよりは、これを観て記録を残した人

物が、囃子方などの名前を確認できなかったものともみてよいだろう。このように、「御城御内証御能御囃組」のもとになった記録は、実際に演能の場に立ち会った、徳川家宣の奥能の演者がある程度見知っている人物、おそらく家宣の側近によって作成されたものと考えられる。それが一、二年を単位として整理されたものが、「御城御内証御能御囃組」であるとみてよいだろう。⁽¹⁶⁾ なお、日付と「御能」や「御囃子」があつたことだけが記され、役者はおろか演目さえも記載されない催しもある。そのため、本史料がこの時期の演能活動の全体を示すものではないという点には注意が必要であろう。⁽¹⁷⁾

筆跡などから、「御城御内証御能御囃組」の記録には複数人が関わっていると考えられる。二巻の宝永五年七月二三日条と同一五日条の間には二行ほどの空白があり、その前後で明らかに手が替わっている。他にもいくつか筆が替わる場所がみられ、記主は三、四人になるのではないかと考えられる。

本史料の最大の特徴は、演者としての「上」の記載である。一例をあげよう。

〔史料1〕⁽¹⁸⁾

宝永三年

六月廿五日御囃子組

老松 (冊部詮貞)
主膳

新七郎 伝十郎
与右衛門 九八郎

采女 (十世大輪栄)
宝生

(金春)
三郎右衛門 吉兵衛
市郎右衛門

上
邯鄲

(島野)
市郎兵衛 権八
(森田)
清六 庄兵衛

に変化があったのかどうかをみていきたい。

家宣の演能活動について触れた文章は少ないが、米田真理氏は、『新井白石日記』や『問部日記』、そして「御内証御能組（御城御内証御能御囃組）」の分析を通じて、家宣による演能は白石の江戸城出仕の機会を外すようにして設けられていたことを示し、「表向」の役人である白石は、家宣と「中奥」すなわち家宣側近の役人たちが主催する能に招かれる立場になかったとした¹¹。非常に重要な指摘であり、いわば「奥能」に参加できるか否かが詮房と白石の大きな違いであったともいえるのである。そのため、「奥」における問部詮房の活動に着目することで、白石中心の視点の相対化につながられると考える。

宮城県図書館所蔵伊達文庫「御城御内証御能御囃組」は、西丸時代・將軍時代を通して家宣の「奥能」における演能活動を知るための基礎文献であるが、これまでの研究ではごく一部が部分的に用いられるのみで、史料全体を扱った分析は見当たらない。そこで、本稿ではまず「御城御内証御能御囃子組」の情報について基礎的な分析を加え、そこから得られた知見をもとに、家宣の將軍就任前後の「奥」の動向を探っていききたい。

一 「御城御内証御能御囃組」について

まずは本稿で分析を行う「御城御内証御能御囃組」の情報を整理しておきたい。従来の近世能楽史研究でも盛んに用いられてきた基礎史料であるが、大部に及ぶためであろうか、現段階では活字化されていない¹²。またその書誌情報や記述の内容についても、これまで必要に応じて情報がピックアップされてきたこともあり、広く共有されているとは言い難い。本稿では「御城御内証御能御囃組」を中心的な史料として扱うため、まず基礎的な情報をあらかじめ整理し

ておきたい。

表題について、『伊達文庫目録』¹³などでは「御能御囃子組」とされており、これまでの研究のなかではほかに「御内証御能組」、「御内証御能御囃子組」などのように、さまざまに呼称されてきた。また同史料のなかでも各巻に付された題箋などの記述が異なっている。一巻では「御城御内証御能御囃組」という題箋が付されており、二巻・三巻では題箋が外れて「御能御囃子組」と冊子に直接墨書されている。四巻には外れた題箋が挟み込まれていて、そこには「御能御囃子組」とある。五巻には「御能御囃子組」という題箋が付されている。いずれも内題はみられない。したがって、史料上の記載に基づく表題の候補としては「御城御内証御能御囃組」か「御能御囃子組」のいずれかということになる。本稿では、一巻に付された題箋を採用し、「御城御内証御能御囃組」という表記で統一する。

五巻それぞれに記載されている時期は、次のとおりである。

- 一巻…宝永三年（一七〇六）六月二五日～宝永四年二月二七日
- 二巻…宝永五年正月三日～宝永六年正月九日
- 三巻…宝永六年正月三日～宝永七年二月二六日
- 四巻…宝永八（正徳元）年正月三日～二月二七日
- 五巻…正徳二年正月三日～三月二日

二巻の末尾と三巻の冒頭に若干の重複がみられるが、その他はおおむね年ごとにとまとめられている。一巻は一年半、二巻・四巻は一年、三巻は二年、五巻は三か月ほどをその範囲としており、この間に上演された能、舞囃子、仕舞、狂言合わせて四二五六番の番組名と演者の記載がある。いくつかの誤記とみられる箇所、および四巻の正徳元年五月二日から八月七日までの間に一部錯簡

徳川家宣の將軍就任と演能活動

—宮城県図書館所蔵「御城御内証御能御囃組」の分析を通じて—

中野賢治

はじめに

宝永元年（一七〇四）一二月、甲府藩主であり、「甲府宰相」とも呼ばれた徳川綱豊（一六六二—一七二二）、將軍在職一七〇九—一一）は、將軍綱吉の養子となつて江戸城西丸に入り、將軍継嗣として家宣と名乗つた。家宣が父綱重から受け継いだ甲府徳川家は、家宣の西丸入りと同時に解体され、甲斐国は柳沢吉保に与えられた^①。甲府徳川家の家臣の多くはそのまま幕臣となり、綱豊付きとして江戸城に入った。彼らが主に勘定系の役方として活躍したことはすでに深井雅海氏によつて指摘されている^②。

家宣とそれにく家継が將軍を務めた時代、家宣側近で側用人を務めた間部詮房と、家宣の侍講であつた新井白石が、いわゆる「正徳の治」を推進したとされている。しかし家宣と白石の関係は「表」、公的な職務空間に限られたものであり、白石は「奥能」、將軍の私的空間での演能からは排除されていたことがわかつている^③。また、側用人である間部詮房の職務について、これまでは「表」と「奥」を取り持つこと、すなわち老中ら幕閣と家宣との連絡のみが重視され、「奥」での活動そのものについてはさほど重視されてこなかった^④。そのようななかで福留真紀氏は、家宣の西丸時代における間部詮房の職務を分析

し、西丸中奥の管理者として位置づけた^⑤。しかしその関心は側用人の職務の解明にあり、詮房の「奥」での活動実態にはない。そのため、私的空間における家宣と詮房の関係にはほとんど注意が払われていない。「表」と「奥」における詮房の立場を考へるうえで、「奥」での詮房の行動についてはより具体的にみていく必要があるだろう。

従来、「正徳の治」に関する研究や叙述は、そのほとんどが『折たく柴の記』などの新井白石の著作に基づいて進められてきた^⑥。しかし、白石の視点は前述の状況などからあくまでも「表」のみにあつて、「奥」には届いていない。あまりにも史料的に「多弁」な白石の視点を相対化するため、当該期の家宣とその周辺をみるもう一つの視点を導入したい。それが家宣とその側近による「奥」での演能活動^⑦である。

徳川家宣は、前將軍綱吉と並んで非常に能楽を愛好したことも知られている^⑧。さらに間部詮房も、能役者出身ではないかともいわれており、喜多座の大夫近くで修行した可能性が指摘されている^⑨。甲府藩時代の家宣家臣団を書き上げた「甲府様御人衆中分限帳」^⑩には、「御役者」として能役者の名前が確認できる。家宣とその側近の演能活動を分析し、間部詮房も含め、「奥能」にどのような人々がどのように関わっていたのか、および家宣の將軍就任前後で、その人的構成

てしまったのではないだろうか。

今後、東日本大震災をはじめとする、現代に発生した災害関係資料の記録化が、どのようなメッセージを人々の間に広めることになるのか、またどのような後世へと継承されていくのかを、宝永噴火の状況をふまえ注目していきたい。

註

- (1) 地域で営まれている生業や慣習などの記録化に関する事例として、岩手県大槌町が計画している仮称「大槌メディアアコモンズ(MLA)」構想があげられる。大槌町における活動成果の一端は、秋道智彌編『大槌の自然、水、人―未来へのメッセージ』(東北出版企画、二〇一〇年)にまとめられている。
- (2) 例えば、峰岸純夫『中世災害・戦乱の社会史』(吉川弘文館、二〇〇一年)、北原糸子編『日本災害史』(吉川弘文館、二〇〇六年)、藤木久志『日本中世気象災害史年表稿』(高志書院、二〇〇七年)、矢田俊文『中世の巨大地震』(吉川弘文館、二〇〇九年)等があげられる。
- (3) 『静岡県史』通史編三近世一(静岡県、一九九六年)第四章「元禄・宝永地震と宝永噴火」、『小山町史』第七卷近世通史編(小山町、一九九八年)第四章「宝永の富士山噴火」、国立歴史民俗博物館編『ドキュメント災害史1703-2003』(財団法人歴史民俗博物館振興会、二〇〇三年)「富士山の宝永噴火」、永原慶一『富士山宝永大爆発』(集英社、二〇〇二年)吉川弘文館、二〇一五年「再版」など。
- (4) 例えば前掲註3永原著書は、現在の神奈川県および静岡県にまたがる小田原藩領における宝永噴火の被害状況について考察されているが、籠坂峠を越えた山中湖をはじめとする山梨側では被害は皆無であったと指摘している。
- (5) 『富士吉田市史』資料編第三卷近世I(富士吉田市、一九九四年)一八九号「富士山焼出之節之事(山口由富家文書)」。なお資料中の傍線・傍註は筆者が付したものである(以下同様)。
- (6) 『浅間文書纂』(浅間神社社務所、一九三二年)六号文書。
- (7) 『日本紀略』前篇十三。
- (8) 『日本三代実録』卷八。
- (9) 宝永五年(一七〇八)に作成された川嶋田村(静岡県御殿場市)の「人別改帳」(『御殿場市史』二近世資料編七号)には、「砂降以後渡世難送段申二付、当二月末郡内筋へ罷越申候、

何時可罷帰も難計御座候」とあり、噴火による災害発生の後、同村では生活が困難となり、郡内地域へと避難した人々が存在したことがわかる。

- (10) 『山梨県史』資料編一二近世五在方Ⅲ(山梨県、二〇〇一年)二六八号「平野村富士山焼につき扶持願(山中湖村・天野勝巳家文書)」。
- (11) 『山梨県史』資料編一二近世五在方Ⅲ二六九号「平野村富士山噴火砂降につき一札(山中湖村・天野勝巳家文書)」。
- (12) 宝永五年(一七〇八)に作成された板妻村・川柳新田・大堰村(静岡県御殿場市)の古文書(『御殿場市史』二近世資料編三号・八号、同三近世資料編六号)には、それぞれ「御入用金被下置候は、畑砂不残取退、来度作仕付御年貢差上げ可申候」等とあり、入用金の支給を受けて畑に堆積した砂を除去し、作物の作付を行うことによって、年貢の収納に対応する旨が記されている。
- (13) 『富士吉田市史』資料編第三卷近世I(富士吉田市、一九九四年)一九三号「覚(渡辺孝男家文書)」。
- (14) 『甲斐国志』卷三十五山川部第十六上。
- (15) 『修訂駿河国新風土記』卷二十三富士山上「宝永四年の山焼」。なお、以下の同書の引用は、いずれも新庄道雄著・足立鞆太郎修訂・飯塚傳太郎補訂『修訂駿河国新風土記』下巻(国書刊行会、一九七五年)による。
- (16) 『修訂駿河国新風土記』卷二十三富士山上「宝永砂降記」。
- (17) 『浅間文書纂』(浅間神社社務所、一九三二年)六号「富士山噴火記」。
- (18) 『小山町史』第七卷近世通史編(小山町、一九九八年)。
- (19) 『修訂駿河国新風土記』卷二十三富士山上「宝永砂降記」。

本稿は、日本学術振興会 科学研究費補助金(基盤研究C)の交付を受けて行った研究成果の一部である。

(山梨県知事政策局 富士山保全推進課・山梨県立博物館)

間神社御師の中村筑前高通によつて、天保二年（一八三二）までに古城村で書写されたことがわかる。

特に、「かく記し終たる時」という資料中の文言より、『修訂駿河国新風土記』が編纂された当初は、「宝永砂降記」の存在が編纂者には把握されていなかったことが明らかである。このことから、「宝永砂降記」は正徳六年（一七一六）に記されて以降、天保二年（一八三二）までの百十五年間、世間にその存在が広まっていなかったことがうかがわれる。

したがつて、十八世紀前半に記された「宝永砂降記」の内容は、十九世紀半ばの『修訂駿河国新風土記』編纂に際し、山梨側の御師をとおして静岡側に紹介され、その後、御厨地域において本資料の書写が一段と広まったと推測される。

このように、静岡側を代表する近世の地誌である『修訂駿河国新風土記』に記載された宝永噴火の記載内容は、『甲斐国志』等に掲載された田辺安豊の長歌や、山梨側の御師をとおして紹介された「宝永砂降記」等によつて構成されており、山梨側における宝永噴火の情報が強く反映されている。宝永噴火に関する文献資料の情報は、山梨・静岡両地域におけるネットワークをふまえて、作成および継承されてきたのである。

おわりに

以上、本稿では富士山宝永噴火に関する文献資料が記録された状況について、山梨側を対象に考察した。最後にこの結果をまとめる。

まず、宝永噴火発生時から間もない時期に作成された、山梨側に伝来する噴火災害に関する文献資料の特徴をあげると、災害の状況については静岡側の情

報を反映して記述されるとともに、神職や御師による祈祷の結果、吉田口では噴火災害による被害が生じなかったことを強調する文献資料が作成されている。

この一方、実際には静岡側と同様に、噴出した砂が堆積する被害が山中湖東岸の平野村等で発生していたことが判明する。

次に、宝永噴火に関する情報が、後世に記録化された過程についてまとめる。山梨側では、十九世紀前半に編纂された『甲斐国志』の記載内容をふまえて、上吉田村の御師であつた田辺安豊の長歌がクローズアップされたことが注目される。そして、この長歌をとおして、山梨側では宝永噴火の被害が発生しなかったとする神職や御師による宝永噴火の認識が広まる一方、実際に生じた被害に関する記録化は、必ずしも人々の間に流布しなかったと推測される。

また、十八世紀前半に記された、噴火災害にともなう静岡側の被害状況に関する文献資料の情報は、山梨側にある河口浅間神社の御師を介して、静岡側で十九世紀半ばの地誌編纂に反映され、その後、世に広く周知されたと考えられる。

これらの結果をふまえ、宝永噴火に関する文献資料の記録化を総合的に見ると、山梨・静岡の両地域による情報の共有が、噴火災害の記録化に反映されたこと、また噴火災害に関する資料の作成・伝達には、御師の活動に拠るところが大きいこと、以上の二点を確認できる。

すなわち、宝永噴火に関わる文献資料は、御師をはじめとする人々の身分や活動を反映して創出された、噴火災害に対する様々な認識をふまえて記録化されるとともに、山梨・静岡双方の境界を越えた情報の広がりにより後世に継承されていったのである。この結果、山梨側では宝永噴火による災害が発生しなかったとする、現在一般的に流布している噴火災害のイメージが拡大、定着し

十九世紀前半に富士講が隆盛する中で、吉田口の神職・御師による宝永噴火の認識が、人々の間で受容されたのではなからうか。

ところで、このような山梨側における宝永噴火の記録化に対して、静岡側における記録化はどのようであったのだろうか。静岡側における代表的な宝永噴火関係の資料として、「宝永砂降記」¹⁶や「富士山噴火記」¹⁷があげられる。前者は正徳六年（一七一六）に「富東一禿翁」と名乗る人物によつて著された一方、後者は明和元年（一七六四）に富士山本宮浅間大社の社僧であつた乗蓮院隠居の飽休庵が記した記録がもとになっている。

この内、「宝永砂降記」については、筆者の「富東一禿翁」が生土村（静岡県小山町）に居住した「室伏八郎右門包義」という人物であると推測されているほか、元禄十六年（一七〇三）の地震および宝永四年（一七〇七）の宝永噴火、享保八年（一七二三）の水害の状況を記した「三災記」等とその記載内容が書写され、複数の写本が御厨地域に伝わったことが指摘されている。¹⁸

この内容を概略すると、宝永四年十一月二十三日の噴火による石や砂の堆積と火災の発生、そして死を覚悟した人々の様子、故郷からの離散、累代の家宝の売却や他地域での奉公による生計の立て直しなど、御厨地域の人々が遭遇した困難な状況を述べた後、「凡七八ヶ年の辛苦、言葉を以てのべがたし、夫平生三尺の地を穿、一丈の井を掘すら人以て難事とす、是ハ食物の土地なく、且夕飢渴の身のみにして、深厚の石砂を除き膏腴の良田となす、勒して後世につたへるも大海の一滴九牛の一毛なり」と記されており、七、八年間の辛苦は言葉では表し難く、平常でも三尺（約九〇センチメートル）の土地を穿ち、一丈（約三メートル）の井戸を掘ることですら困難なのに、耕地が無く飢えた状況において、厚く積もった石や砂を取り除き、良田を開いたことは、後世に一部しか

伝わらないとある。

こうした文言から、「宝永砂降記」は、宝永噴火による壊滅的な被害から御厨地域の村々が七、八年の歳月をかけて復興してきた状況を後世に伝えることを目的として作成されたことがうかがわれる。

ところで、「宝永砂降記」が収録されている『修訂駿河国新風土記』卷二十三「富士山 上」項には、「宝永四年の山焼」「田辺安豊の実記」「須走村の伝説」「江戸にて見たる人の話」「遠夷談の宝永山」に続いて「宝永砂降記」が引用されているが、「宝永砂降記」の冒頭には、次のように出典の経緯が記載されている。

【資料6】

以上、宝永の山焼の大略なり、此年より今に至りて百二十四年なれば、老人の言伝といふも三伝に過ぎれば大かたは違ることなし、かく記し終たる時、甲斐川口浅間社御師中村筑前高通と云人來りて曰、己れこのたび駿東郡古城村なる人のもとにて写得たる宝永砂降記と云ものありとて見せたり

資料6の大意をまとめると、「宝永四年の山焼」以下の項目をふまえた宝永噴火の概要は、宝永噴火より百二十四年間の歳月が経過した時点（天保二年「二八三二」）において、高齢者の言い伝えであったとしても三世代を越えていないので、大凡事実と異ならないことを指摘している。そして、ここまで書き終えた時に、甲斐国の河口浅間神社（山梨県富士河口湖町）の御師である中村筑前高通という人物が筆者を訪れ、この度駿東郡古城村（静岡県小山町）の住人のもとで写した「宝永砂降記」を紹介したとある。

この記述から、正徳六年（一七一六）に記された「宝永砂降記」は、河口浅

て、災害の状況について口伝のみが継承されている状況にあったとされ、御師である田辺安豊が作成した長歌が噴火による災害の実情を伝える記録として、『甲斐国志』編纂時に高く評価されたことがわかる。

そして、傍線②に記されているように、神職や御師による神前への祈祷の効果によって吉田口では噴火災害を生じなかったため、遠近より参詣者が集まったという記載内容は、北口本宮富士浅間神社を中心とした富士山信仰の功德を世に喧伝しようとした意図がうかがわれる。このことから、資料5は資料1「富士山焼出之節之事」と共通した目的により作成されたことが判明する。

さらに、傍線③にある、富士講信者が富士山に参詣した際、宝永山を見物したという内容から、資料5は富士講信者の来訪を意識した記述となっていることがわかる。この長歌は、御師たちが江戸を中心とした各地の富士講信者に対して、宝永噴火の様子と吉田口の安全を伝え聞かせるねらいがあったのではないだろうか。

以上のような田辺安豊の長歌を引用した後、『甲斐国志』の編纂者は、傍線④に記されているように、宝永噴火では平野、長池、山中（いずれも山梨県山中湖村）等の村々に噴出した砂が堆積した結果、『甲斐国志』が編纂された十九世紀前半に至るまで草木が生えず、耕作をできる土地がなかったことを記載している。この内容は、資料2、3、4に表されているような山梨側の噴火災害をふまえたものとなっている。

このように、資料5には、先述したような噴火発生直後に作成された山梨側の被害状況に関する文献資料に見える、災害発生の有無をめぐる相反する内容が併記されている。しかしながら、田辺安豊の長歌が山梨側における宝永噴火の状況を伝える実記としてクローズアップされたことが、『甲斐国志』以降に

編纂された宝永噴火に関する記録に影響を与えることとなった。

すなわち、文政八年（一八二五）に編纂された『隔搔録』には、「宝永四年山焼ノ事」と題して「吉田村師職田辺安豊ト云シ者親見ル所ヲ記ス、体裁長歌ノ如、訓ノ施シカタキ所アレトモ、最実記トスヘシ」とあり、また弘化四年（一八四七）に編纂された『富士山真景之図』には、「宝永山」の項目に「北口ヨリ登レハ辰巳ノ方山ノ七分ニアリ、別ニ峯アリ、吉田師職田辺安豊ト云者チカク見所ヲシルス、長歌ノ如ク訓ノ施シカタキ所アレトモ、最実記トス」と記されている。いずれも田辺安豊の長歌を掲載した上で、資料5の『甲斐国志』の記載に依拠し、長歌を宝永噴火に関する「最実記」と評価している点が注目される。

さらに、文化十三年（一八一六）から天保五年（一八三四）にかけて編纂された『修訂駿河国新風土記』にも、宝永噴火に関する記載内容の中に、「甲斐国志又隔搔録にも載る所、吉田村（御）師職田辺安豊と云者の記たる長歌の如きものあり、焼出より火の止りしまで日次にいへること詳なり、其略十月四日地震、十一月廿二日暮六時より地震五十度余り暁より数知ず、廿三日巳刻煙大に起り、酉刻震動、戌刻火大発（中略）と云ることを哥の如くに書き、尤も実録なり」とあり、山梨側で作成された田辺安豊の長歌を宝永噴火の「実録」として位置付けている。

この一方、宝永噴火における山梨側での被害状況については、吉田口における神職・御師の祈祷による安全の維持を主張する田辺安豊の長歌の陰に隠れ、ほとんど注目されていない。わずかに『富士山真景之図』において、静岡側の須走村の被害状況を記した後に、「都留郡ノ中モ須走ニ近キ山々砂ニ埋レ今ニ至リテ草木不生、平地トイヘトモ耕作ノ地ナシ」と記載されているのみである。

てりうへる 恵み普き 日の本の 漏ぬちかひの 数々に 鶴の郡は 千代かけて 未は吉田と 日に榮ふ (中略) さて霜月の 廿三日 くれ六よりも 地震して 五十度余り 詢々と 暁よりは 数しらす 巳の刻下りに なりし時 当山南に 当りつゝ 天より丸き 鐘程の 光下ると みえしより 黒煙山の ことくにて 鳴動しつゝ 響音 雷「」も 集りて 一度に落と きもつふれ 酉の刻より 神鳴り 電こう 頻にて 戌の刻には 火焰燃 火の玉天へ 上ること 戦慄て 惶しく 廿四日の 巳の刻に 霞の如く 薄煙 四方に懸り 須走は 石砂ふりて 天火にて 焼亡せしと 聞よりも 当地俄に 騒動し 女子四方へ 惶くて 爰やかしこに さまよへり 戌の刻には 大地震 鳴ると光は いやましに 廿五日は 朝日さす 又昼よりは 曇りつゝ 偕こう廿六日より 師官神主 神前に 禁足しつゝ 相つめて 御山安全 天長久 地は万代の 御祈祷に 西風出て 黒煙も 鳴りも漸く 静まれば 丹誠無二の 大祝詞に 近郷遠里の 参詣は 稲麻竹葦の ことくなり^② (中略) 駿東郡 足柄より 不二山までは 村里も 草木も見えず 埋れて 皆黒山と なりければ 小河の水も たにくに のんとうるほす ほともなく 人倫道路の わつらひは 草木における 露もなし ふし参詣の 人々は 御江戸 高井戸 八王子 谷村と聞て 上るへし 新山見度 かたくは 不浄^カ嶽を 少し行 女ふしにて よくみゆる 大山掛の 順礼は 荻野飯繩 三増越え 根小屋嵐坂 吉野まで 道法八九里 出ぬれば 富士道中の しるしにハ 忌服をはらふ 注連かけて 火を改て 御やとする (中略)

此時岳ノ中腹ニ山ヲ生ス、宝永山ト称ス、駿州ニ属セリ、平野、長池、山

中等ノ村々砂フリテ、山ヲ埋メ今ニ至テ草木生セス、平地モ耕作ノ地ナシ^④

資料5の大意をまとめると、古代以来の富士山の噴火は正史に詳述されている一方、唯一、宝永噴火だけは文献による記録がなく、口伝のみが継承されているが、上吉田村(山梨県富士吉田市)の御師田辺安豊が作成した長歌には、宝永噴火による災害の実情が記述されているので、安豊の子孫の家に伝わった判読し難い長歌の原文を写したという。

安豊の長歌は、宝永四年十月四日の地震に関する叙述から始まるが、資料5には十一月二十三日の噴火発生以降の叙述を掲載した。それによると、同日巳の刻頃、富士山の南麓に天から丸い光が下ったように見えた後、黒い煙が山のように立ち上るとともに稲光が走り、戌の刻には火の玉が天へと上がった。そして翌二十四日の巳の刻になると、霞のように薄煙が四方に広がり、須走村では石や砂が降って火災が発生したことが風聞として広まったという。上吉田村でも人々が避難をしようとして混乱を生じたが、二十六日より神職や御師が神前(北口本宮富士浅間神社)に詰めて富士山の安全や世の中の末永い平安を祈祷した結果、西風が吹き黒煙や雷が治まって、遠近より人々の参詣が相次いだという。

この一方、静岡側の駿東郡では、足柄(静岡県小山町)より富士山に至るまで、村里には草木が失われ、砂や石に埋もれてしまい、水の確保が困難となった。富士山に参詣する人々は、江戸から甲州道中を通り来訪したが、「新山」(宝永山)を見ようと不浄ヶ嶽を少し進み「女富士」(庚申年に女性が登拝を許された遙拝所か)に訪れたという。

特に傍線①に注目すると、宝永噴火は発生から約百年を経過した時点におい

留夥敷、いなひかり煙の外二はしり出、凄御厨八元なるゆへ不及申候、郡内領平野村・道志江かけて同相模・武蔵・常陸・下総迄一時闇成候、月之ひかりを覆、砂石ふる事如時雨之、(省略)失田畑を古さとを立出、他国仕候事あわれなりける有様候、斬々極月九日二出火煙雲われ行て青天となる、諸人安堵仕罷有候、風氣鬱気故歟男女貴賊無老少と相煩申候、しかれ共此度八別の無子細静納申候、以上

宝永六丑年八月八日写之者也

資料4によると、宝永四年(一七〇七)十月四日および十一月二十三日に大地震が発生し、人家が倒壊して人々は肝をつぶしたところ、十一月二十三日の昼になって駿河国の足高(愛鷹)山付近から黒い雲がたなびいて次第に大きくなり、夜になると火煙が高く上がるとともに稲光が走ったとのことである。そして、御厨地域は言うまでもなく、甲斐国郡内領の平野村・道志(山梨県道志村)、相模国(神奈川県)、武蔵国(東京都・埼玉県・神奈川県)、常陸国(茨城県)、下総国(茨城県・千葉県)まで一時間包まれ、月の光を覆い、砂や石が時雨のように降ったという。この結果、人々は田畑を失い、故郷を離れて他国へと流出する様子は哀れであったが、十二月九日になり噴火の煙に隙間が生まれて晴天となり人々は安心したとのことである。

本資料の文末に、宝永六年(一七〇九)八月八日に本資料を筆写したことが記されていることから、それ以前に本資料の原文が作成されたことがわかる。

特に、傍線部にあるように、宝永噴火では、甲斐国郡内領の平野村・道志村から相模・武蔵・常陸・下総の各国に至る、関東地方南部から東部にかけての広範囲にわたる地域に、砂や石が降り注ぐ被害を生じたことが記載されており、

資料2および資料3と同様に山梨側でも噴火による被害が発生していたことが判明する。

このように、宝永噴火発生から間もない時期には、吉田地域の神職や御師による祈祷の効果による被害の回避を強調する文献資料が伝わる一方、山梨側でも富士山の山体から噴出した砂や石が堆積する被害が生じたことを伝える文献資料も存在する。宝永噴火の被害状況は、当該時期に多様な表現方法によって伝えられたのである。

二 噴火災害に関する記録化の広がり

管見の限り、その後、宝永噴火に関する文献資料は、しばらくの間、山梨側では記録されていない。次に登場するのは、噴火から約百年間の歳月を経過した文化十一年(一八一四)の『甲斐国志』まで待たなければならない。

近世甲斐国を代表する地誌である『甲斐国志』には、富士山に関する項目が掲載されているが、この中に宝永噴火に関して次のような記述がある。

【資料5】⁽¹⁴⁾

富士山爆火ノ事、古ヘヨリ数度皆ナ正史ニ詳ナレハ此ニ贅セズ、独リ宝永ノ爆火ニ至テハ実記アルコトヲ不聞、唯々口碑ニ存スルノミ、其比吉田ノ師職ノ中ニ田辺安豊ト云者アリテ長歌一篇ヲ作り爆火ノ事実ヲ記セリ、今其家ニ伝フ、因テ此ニ載ス、但文字多ク摩滅シ読ミカタクシテ其義通セサル所アリ、如左、

大元一気 明霊一徳水 開闢より ふしの高峯の 白雪は 曇らぬ御代を

しているため印鑑を所持していない旨を記しているが、彼らは噴火災害を逃れて平野村から避難していたと考えられる。

また、宝永噴火の二年後にあたる宝永六年（一七〇九）五月には、平野村の孫右衛門他が資料3のような古文書を作成した。

【資料3】⁽¹⁾

一札之事

一 当村砂降り候以後段々差語り、及飢二候処二、去年中茂夫食拝借御願被下候二付、諸作仕付相続仕候得共、当年者尚以夫食茂無御座、別而難儀処二御願首尾仕、砂退普請被 仰付、重々難有奉存候

一 砂普請之儀、本途残拾六町六反七畝拾式歩退詰メ積り、此分達而早速普請可仕候由、御申渡シ被成候段、至極仕候

(省略)

右之趣御割付次第急度其日限ニ砂取退可申候、縦御普請料不被下候共、砂退可申処ニ、殊更御普請料少々宛茂被下候上者、精を出シ、割付之外を茂砂退普請出来次第吟味を請可申候、御割合之被仰付、少茂相背申問敷候、為其惣百姓連判を以証文仕候処、如件

宝永六丑年

五月

孫右衛門（印）

理右衛門（印）

七左衛門（印）

（外三十九名 署名省略）

平野村
御役人中

資料3によると、平野村では宝永噴火以降、人々の生計が限界を迎え飢饉に陥り、救済の要請を行った結果、非常用の作物が与えられ作物の作付が可能となったが、本年は救済の措置がとられず困難な状況に直面していたところ、手当をもらって砂を除去する仕事を請け負うことが実現し、平野村の百姓たちが村役人に対して、仕事を遵守する旨が記されている。

なお、同様の救済措置の要請は、静岡側においても翌宝永五年（一七〇八）に「御入用金」の給付による砂の除去を求める古文書が複数伝わっており、山梨側・静岡側の双方ともに共通の対応が確認される。⁽¹²⁾

資料2、資料3から判断すると、平野村では十一月二十三日に発生した噴火の影響により人々の生計が苦しくなり、地元から救済措置の実施が要請されていたこと、またその一環として、砂の除去を地元の人々が請け負って対応し、その手当として収入を得ていたことがわかる。

このように、平野村では、噴火災害の被害が実際に発生していたことを確認することができる。こうした被害の状況は、次の資料4にも記されている。

【資料4】⁽¹³⁾

覚

一、宝永四天丁亥無神月四日大地震、同霜月下旬第三日大地震動而、人家崩様存候処、男女消肝申候、昼時分駿州足高山辺より黒雲一時たなびき出、不思議⁽¹⁴⁾ニ存候処ニ、相続大分出候、夜中なり候得ハ、火けむり從岑高見陳

なお、宝永噴火による被害の発生により、噴火口に近い静岡側の御厨地域（静岡県北東部）から山梨側の郡内地域へと避難する人々がいたことが伝わっており、こうした人々によって静岡側の災害に関する情報が山梨側にもたらされたのであろう。

このように、資料1は静岡側の情報を反映して作成されたことがうかがわれる一方、山梨側に噴火災害の被害を生じなかったことを御師の活動の成果として宣伝する意図が見受けられる。それでは、宝永噴火において山梨側では本当に被害が発生しなかったのだろうか。

実際のところ、当時の古文書を見ると宝永噴火による災害発生は、山梨側にも確認される。次の資料2は、同年十二月十二日付で平野村（山梨県山中湖村）名主の六左衛門ほかで作成した役所への嘆願書である。

【資料2】⁽¹⁰⁾

乍恐口上書を以奉願候御事

一 平野村惣百姓男女富士山焼候二付、当十一月廿三日より家業茂不仕、殊二当年不作二付、少々茂有之候種物共二被下切給物一糸ん無御座候故、惣百姓飢二及、何共迷惑二奉存候、御慈悲御扶持方被下シ置候ハ、命過可仕と奉存候、只今寒氣に向、山かせぎ茂不罷成、其上世間江口過二出候儀茂不罷成二付、惣百姓飢二及迷惑二奉存候、平野村之儀者五年以前未十一月、大地震茂取分困窮仕、段々不仕合二御座候処二、此度茂如此之不仕合二御座候、殊当村之儀者、三ヶ国之御境目、御番所共二御座候二付、御慈悲を以御扶持方被 仰付候ハ、惣百姓身命相続、平野村相立可申と奉存候、何方へ罷出候而茂身命相続かたく奉存候故、当村生

在所二御座候間、死所と存詰罷有候、御慈悲⁽⁸⁾以惣百姓御助可被下候
右之趣御上覽被遊、奉願候通御扶持方被 仰付候ハ、惣百姓難有可奉存候、以上

宝永四年

亥十二月十二日

平野村

名主 六左衛門（印）

大明見二罷有候故印形無御座候

同 源右衛門

小明見二罷有印形無御座候

組頭 惣兵衛

惣百姓（印）

御役所様

資料2によると、平野村では宝永噴火が発生した十一月二十三日より、村内に暮らす人々の家業が行えなくなり、また当年の作物の出来が不作であったことから、種をはじめ下賜される食糧が無くなって飢饉となり困窮していると、救済措置を嘆願している。とりわけ冬場に向かう季節柄、山仕事や他所への出稼ぎにでることもできず、五年前にあたる未年の十一月に発生した大地震の際と同様に困窮する事態が生じたことを訴えている。そして、平野村は甲斐（山梨県）・駿河（静岡県）・相模（神奈川県）の三ヶ国の境界に位置し、境界を警備する口留番所も設置されていることから、救済措置があれば人々の生命がつながり村の暮らしも成り立つことを述べている。

なお、署名している三名の村役人のうち名主の源右衛門と組頭の惣兵衛の二名は、それぞれ大明見村および小明見村（いずれも山梨県富士吉田市）に滞在

集りて、祈者や何も旦那中為知せ之、又ハ後記したため如斯二御座候、以上^⑤

宝永四年

亥十二月也

伏見忠兵衛

資料1は、噴火発生の翌月にあたる宝永四年十二月に、伏見忠兵衛という人物が作成した宝永噴火の記録である。長文に及ぶ内容であるが、大意をまとめると、十月四日に発生した規模の大きな地震による大宮（静岡県富士宮市）の被害状況を皮切りに、それに続く群発地震の発生、そして十一月二十三日に駿河国印野村（静岡県御殿場市）上方にある山腹の森林限界付近で噴煙があがった様子が記されている。

続いて、東麓の須走村（静岡県小山町）における降灰や火山弾による火災の発生といった被害状況が記され、同月二十七日にかけて砂が降り積もったとのことである。

ここで注目したいのは、資料1に傍線③を記した箇所の記事内容である。すなわち、「吉田口の神職が日頃より浅間神社を厚く保護してきた結果、籠坂峠から上野原までの郡内領では、少しも噴煙がかからず砂が積もる被害が生じなかった。時々煙がたなびいても西風で吹き払われ、片時も暗くなることがなかった。（札の配布のため）諸国の旦那のもとに赴かず吉田に残っていた御師たちが、十一月二十三日の噴火当初より浅間神社に参籠して鎮火まで祈祷に努めたことを旦那に知らせ、または記録に残す。」とある。

資料1を記した伏見忠兵衛がいかなる人物であるのかは不明であるが、傍線③の記事内容から判断すると、資料1は御師の祈祷活動が吉田口において噴火災害を防ぐ効果を發揮したと宣伝するねらいから、作成されたと考えられる。

また、資料1は下吉田（山梨県富士吉田市）の旧家の所蔵文書として伝わっているが、資料中に大宮や須走といった静岡側における被害状況が記されていることから、静岡側から情報が入手できるネットワークが存在していたことがうかがわれる。

特に、傍線①にある「鞠のような白いものと火の玉が天を突き抜けるようにあがった」という記述は、富士山本宮浅間大社（静岡県富士宮市）の社僧が記した「富士山噴火記（大地震富士山焼出之事）」^⑥に、「富士山辰巳之方、八合め巍き所に、真白き蹴鞠ほどの形にて、転々とくるくくと舞ふ事、見る者驚すと言事なし」と記されていることと類似した内容であり、静岡側の噴火の印象を反映したものと考えられる。

そして、傍線②にある「その昔、桓武天皇の時代である延暦十九年に富士山が噴火して、山や川の水が紅色に染まり、昼は暗く夜は炎が輝き、その音は雷のようであった。貨幣で食糧を得ることができなとあるが、今回の噴火も延暦噴火の時と同じである。」という記載内容は、『日本紀略』延暦十九年（八〇〇）^⑦にある「六月癸酉、駿河国言う、去三月十四日より四月十八日まで富士山巔自焼、昼則ち烟気暗暝、夜則ち火光照天、其声雷のごとし、灰下雨のごとし、山下川水皆紅色也」という、延暦噴火に関する記述をふまえたものである。

ところで山梨側に甚大な被害を生じた貞観六年（八六四）の貞観噴火について、『日本三代実録』^⑧には「光炎高さ廿許丈、大いに声有り雷のごとし」とあり、炎や雷が発生したとする同様の噴火状況が記載されている。それにもかかわらず、静岡側で被害が生じた延暦噴火に関する記述が資料1に反映されていることから、こうした記述は静岡側の情報がもとになって作成されたことが推測される。



葛飾北斎筆「富嶽百景」 宝永山出現
(山梨県立博物館所蔵)

今日確認できる宝永噴火の発生から間もない時期に作成された文献資料は、噴火した場所が静岡側に属するため、特に静岡側に多く伝わっているが、富士山の北麓に位置する山梨側にも複数の文献資料が残されている。

この内、富士山信仰の拠点として栄えた吉田地域（山梨県富士吉田市）に伝わる文献資料として、「富士山焼出之節之事」と題された次の資料1を最初に考察する。

【資料1】⁽⁶⁾

頃者宝永四丁亥年十月四日^{ヒル}昼之九ツ二大地震、富士山麓表口駿州大宮町之民屋不^{ツツレ}残潰、其後地震日々無止、月ヲ越霜月十日頃^ル富士山麓一日之

内二三・四度ツ、鳴動する事甚し、同月廿二日夜地震之する事及三拾度、三日之明六ツ二大地震、女人子供周章顛倒者其数夥敷、然其死ものハ七人も無御座候、同朝五ツ二大地震鳴動する事車ノ輪之如轟^{トコ}して、富士山之麓駿州平野村之上木山与砂山との境より煙埋卷立登り、其音如雷にして民屋も忽潰^{タチマテ}こづくに動ク故、老人も家ニ居住難成、夜ニ入右之煙^{ケム}り火炎となり空に立のほり、其内ニ鞠^{マリ}之こときの白キ物と火玉天を突抜ク如に^①、上カまこと夥敷而如昼輝、吹出る煙り東人押払、雲の内にて鳴動事如雷天地ニ響、忽落事ヲ思ひ火元より雲先まで火氣の行事稲妻のことくにして、夜者微塵も見之、其昼方茂輝、其昔桓武天皇御宇延暦十九年不二山自焼て山河水紅なり、昼ハ暗して夜ハ輝、其音如雷錢ヲ以求録事不得と有、今以其節に無疑、須走村を始メミくりや領廿三日之昼五ツ時方暗スして、昼夜之分茂不知、始メにハ白キ灰を降し、次ニ白色にして塩石のことく大きなる石ふる、其内に火氣を含ミ落てハ則火災と焼満チ、廿三日昼之七ツ二須走村称宜大和ノ家に火之玉落忽炎焼、須走村之者石の降ルを凌キ立噪^{サハク}処ニ、夜の九ツニまた村之内へ火石落、不^ル残須走村焼払、廿三日より廿七日迄五日之内砂之ふる事須走村壹丈余、下ハ御殿場むら仁杉村を切、東ハ足輕山御くりや領砂之ふる事或ハ三尺或ハ四尺計ツ、降積、谷河ハ埋て平地となり竹木ハ色を^シ変して枯山となり、人之住へき様もなし、(省略) 誠ニ吉田口ハ元より神職浅間へ守護深きゆへ、須走村堺加古坂を切、下ハ上ノ原堺ヲ切、郡内領之内少も煙も不掛、殊ニ砂之不^ル満事一所もなし、折々煙りたなひくといへとも西風起て吹払ひ、片時も暗事不得して、且那場へ出さる御師ハ廿三日より浅間御宝前に參籠して、日々御山御安全・天下泰平・国土安穩・諸旦那長栄之御祈祷抽丹誠、煙リ鎮迄御宮ニ

富士山宝永噴火に関する資料の記録化について——山梨側の地域資料を対象に——

西川 広平

はじめに

平成二十三年（二〇一一）三月に発生した東日本大震災から五年の歳月が経過し、震災の状況および被災地域で長年営まれてきた生業や慣習など生活に関わる資料の保存や記録化について対応が行われている^①。

東日本大震災の発生以前から、歴史学では災害史の分野において、自然災害の発生および被害、そして復興に関する状況について考察する研究が進んできた^②。しかしながら、自然災害に関わる資料が、どのような意図を反映して作成されたのか、また今日までどのようなようにして継承されてきたのかは、これまで十分に顧みられてこなかった。このような課題に歴史学の視点から向き合うことが、自然災害に関する記録を風化させないために、今後必要なのではないかと考える。

ところで、平成二十五年（二〇一三）に世界遺産に登録された富士山では、山麓に暮らす住民や数多くの来訪者を、噴火などの自然災害からどのように守るのかという課題について、現在高い関心が寄せられ、その対策が検討されている。また、活火山である富士山の過去の噴火災害に関する研究も、宝永四年（二七〇七）十一月二十三日に発生した宝永噴火を中心に、これまでいくつかの成果が発表されている^③。

これらの研究では、先述した災害史の動向と同様に、宝永噴火の発生や被災状況、およびその後の復興事業について叙述されている一方、災害に関する資料がどのような意図で作成され、伝来してきたのかは十分に研究が進んでいない。

また、これまで研究対象となる地域は、専ら静岡側および東方の神奈川県に留まっており、山梨側についての被害状況については、十分に言及されていない^④。

そこで、本稿では、こうした課題をふまえて、富士山の宝永噴火に関する資料がどのような意図で作成されてきたのか、またどのような過程を経て記録化され伝来してきたのかを、富士山北麓の山梨側に伝わる地域資料を主な対象として探ることとする。

一 資料に見える噴火災害の状況

宝永四年（二七〇七）十一月二十三日に発生した富士山の宝永噴火は、平成二十八年現在で直近に発生した富士山の噴火災害として知られる。噴火した場所は静岡側に位置する富士山の南東山腹で、この際生まれた火口にできた側火山は宝永山と呼ばれている。噴火とそれにもなう災害の状況は、古文書や絵図又は絵画作品等によって現代まで伝わっている（図版参照）。

山梨県立博物館研究紀要 第10集

発行日 2016(平成28)年3月25日
編集・発行 山梨県立博物館
〒406-0801
笛吹市御坂町成田1501-1
TEL 055(261)2631
印刷 株式会社 島田プロセス



Bulletin

of the Yamanashi Prefectural Museum

vol. 10 2016

A note on the history of Japanese wolf studies: The Kimiyoshi Kurishima Collection. UETSUKI Manabu	1
Royal visit of the crown prince (Emperor Taisho) to Yamanashi in Meiji 45 (1912): Part 2 OBATA Shigeo	(41) 18
Study on “Fujisan shojin sankei no zu (Pilgrims on Mount Fuji)” by UTAGAWA Kuniteru (II). MATSUDA Misako	(31) 28
The accession of TOKUGAWA Ienobu as Shogun and Noh performances: An analysis of “Gojo onaisyou onoh ohayashigumi” stored at Miyagi Prefectural Library. NAKANO Kenji	(13) 46
Documentation of the materials related to the Hoei eruption of Mt. Fuji: Focusing on the Yamanashi side. NISHIKAWA Kouhei	(1) 58